



繪入
日清戰爭錄

編者 錄

る我に對して著々隣交に戻り信義を失するの舉に出でんとは朝鮮は帝國か其の始に啓誘して列國の伍伴に就かしめたる獨立の一國たり而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し陰に陽に其内政に干渉し其内亂あるに於て口を屬邦の拯難に籍き兵を朝鮮に出したり朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ治安を將來に保たしめ以て東洋全局の平和を維持せむと欲し先づ清國に告ぐるに協同事に従はんことを以てしたるに清國は翻て種々の辭柄を設け之を拒みたり帝國は是に於て朝鮮に勸むるに其の稅政を釐革し内は治安の基を堅くし外は獨立國の權義を全くせんことを以てしたるに朝鮮は既に之を肯諾したるも清國は終始陰に居て百方其の目的を妨礙し剩へ辭を左右に托し時機を緩じ以て其の水陸の兵備を整へ一旦成るを告るや直に其の力を以て其の欲望を達せむとし

更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要撃し殆ど亡狀を極たり則ち清國の計圖たる明に朝鮮國治安の責をして歸する所あらざらしめ帝國は率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位は之を表示するの條約と共に之を蒙晦に付し以て帝國の權利利益を損傷し以て東洋の平和をして永く擔保なからしむるに存するや疑ふへからず熟々其の爲す所に就て深く其謀計の存する所を揣るに實に始めより平和を犠牲として其の非望を遂げむとするものと謂はざるへからず事既に茲に至る朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに專なりと雖も亦公に戰を宣せざるを得ざるなり汝有掖の忠實勇武に倚賴し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を全くせむことを期す

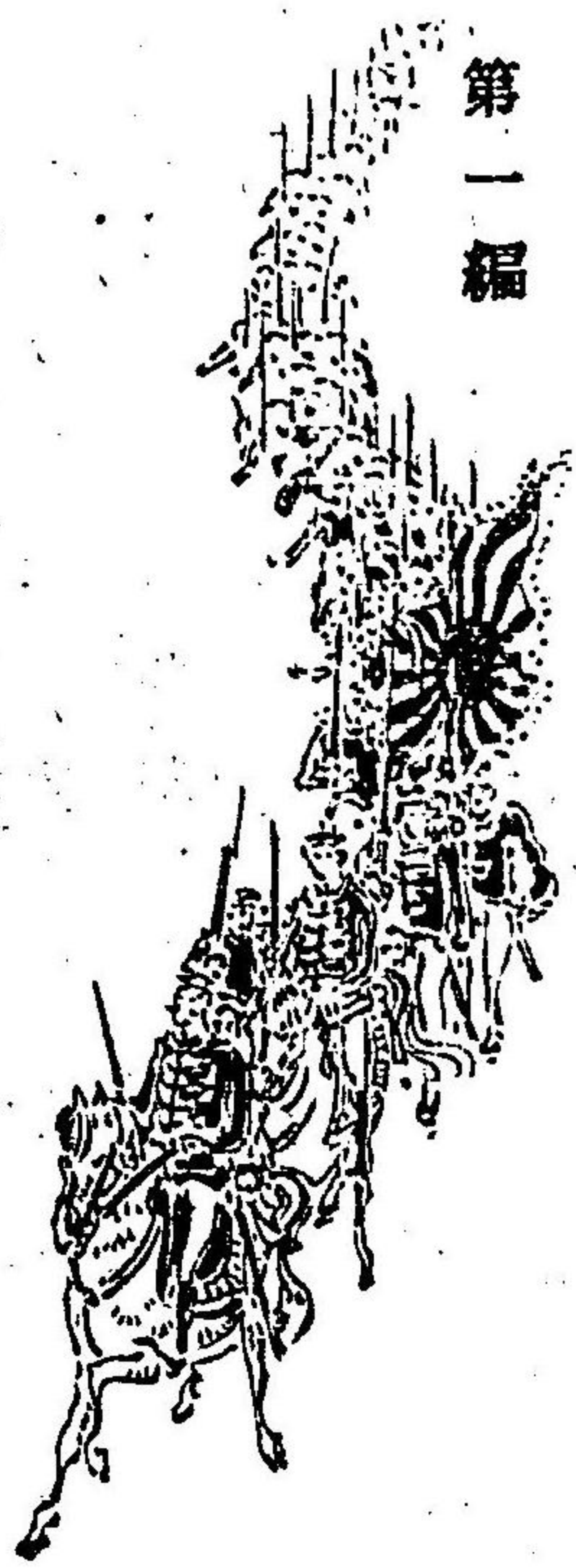
御名 御璽

明治廿七年八月一日

- 内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文
- 逓信大臣 伯爵 黒田 清隆
- 海軍大臣 伯爵 西郷 從道
- 内務大臣 伯爵 井上 馨
- 陸軍大臣 伯爵 大山 巖
- 農商務大臣 子爵 榎本 武揚
- 外務大臣 陸奥 宗光
- 大藏大臣 渡邊 國武
- 文部大臣 井上 毅
- 司法大臣 芳川 顯正

入給 日清戦争録 第一編

發端



朝鮮は支那の干渉に因て紀綱振はず、紀綱振はざるに因て貪官汚吏毒を國內に流すに至る、貪官汚吏毒を國內に流すに因て東洋の蜂起あり、東洋の蜂起に因て支那復た奸猾を逞ふせん、支那奸猾を逞ふせんとするに因り我帝國は之を懲罰矯正せんとするにあるなり、今回日清衝突の因由を簡易に一言せば如斯にす、終始朝鮮の爲に不利を構へ及ぼして東洋の一大不利を未然に醸ものは實に清國の罪に歸せずんばあらず、朝鮮は東洋の蜂起あり、試に地圖を展べて歐米列國の大勢を觀察し來り、眼を東西の一局に轉じて沈思暗黙之を久ふすることあらば、誰か一種の感慨の胸間を衝き來りて、中心慘憤たるを覺へざるものある、彼の印度は英に占められ、安南は佛に傾せられ、西織緬甸亦獨立を失ふ、顧みれば我大日本帝國の外には、唯清と韓とのみ、而して韓亦久しく歐米諸國垂涎の燒點たり、韓は微々たる半島國、内臟腐敗の病亂國と雖も、東洋三國の形勢に於て正に唇齒輔車の關係を有す、韓の存廢は大に東洋形勢の消長に係る、豈漫りに乳鷹貪獅に擲け與へて可ならんや、我帝國の韓に對する、常に滋して之を養ひ、醫して之を療するが如く、其旨

起獨立の扶掖に汲々たるものは、曾其れ韓の爲めのみならんや、況んや我に於て目前錙銖の利を見るものならんや、我侯我の餘澤は清亦實に之に浴しつゝあるなり

唯、何底の齟齬野蠻何底の頑冥不靈、盡々盡々として蕭牆に踰躍し、漫りに老大を待みて自から中華と呼び、陰に陽に韓の内治に干渉して其獨立を妨げ、宛然藩屬を以て之を待んば、加之常に韓を跋扈使嗾して我に反抗せしめんことを力め、甚しきは口を屬國保護に藉り、我に對して失體無禮を極むるに至る、然れども我帝國は、東洋の大勢は平和に文明の化を求むるの急にして、未だ干戈を用ふるの餘裕を與へざるがゆへに、往々彼を寬假優容の間に措けり、何ぞ想はん仁に遇ぐれば小人狂れ、大國の襟度は醜態の腑に容らざることを、我寬假優容は彼以て怯懦畏懼するを爲し、遂に侮蔑を以て我を待つに至れり、畢竟滿清は井底の蛙のみ、唯東洋三國を知て歐米を知るの眼識なき世界の大勢に通せざるものなり、故に自から中華の古稱を襲用して頑然得意の色あるもの、其知識憊ひべしと雖も復た其傲岸を憎まざるを得ず、蓋し齊桓晉文の業は彼等の霸道を稱し常に崇拜する所にして、今東洋三國の形勢に於て、世界の大勢に通せざる彼等が自から中華を呼ぶ他も亦之を許すも自信するは、此中華の二字に支配せらるゝ四億豚奴の感情直ちに東洋の覇國を稱して他も亦之を許すも迷信すればなり、是を以て朝鮮の腐弱に乗じて自から屬國と呼ぶに憚ららず、又我大々的襟度を付らすして遂に侮蔑を加ふるに至る、噫東西日新を競ふの今日に於て、彼れ三十七世紀前の霸道を持し來らんとする迷想を善ふ、東洋文明の潮流は實に此中華の二字に壓かれつゝあるなり

請ふ左に彼れが積年我に加ふる失體無禮の大事を略記して、東洋に文明を注入せん爲め、東洋の安固を永遠に保持せん爲めには、先づ彼の四百餘州を掃蕩し、四億豚奴を掃蕩するの外なきに至れる所以を明かにせん

明治八年八月我軍總揚揚號の朝鮮京城の河口江華島に碇泊して、端なく韓兵の砲撃を受け、茲に日韓の交渉起るや、當時朝鮮政府内部には、保守開國の兩黨起りて、士論噴々決せざりしことは、猶我嘉永年間米總浦賀沖に來りて、國論二派に分るゝと同一一般の願象を呈せしが、爾來此兩黨は政治上の意見年一層に衝突の度を高めて、遂に氷炭相容れざるの有様となり、而して保守黨は清國に頼り、開國黨は我國に頼り、保守黨の領袖閔族の一派、累年外戚の親を恃て朝權を弄し、國政日に非なり、開國黨員之を愛ひ、機を見て保守黨を一掃し、大に制度を改革せんと欲す、偶々京城郵便局新たに成り、國王親臨して開局の式を奉ぐ、韓廷の高官及び各國公使一堂に會す開國黨員朴泳孝、金玉均、洪英植等、豫め謀る所あり、此夜急に起つて保守黨の高官閔永翊を傷つけ、直ちに王宮に逼つて閔台鎭等の權臣數人を殺す、實に我明治十七年十二月四日なり、金、朴等即ち入て保守黨に交はり政權を執る、而して金朴等は急に援を我に求め、閔は族を擧げて清將袁世凱に頼る、此に於て兩黨攘奪の争は、端なく日清の衝突を惹起せり、事變の翌日即ち五日、袁世凱二千の清兵を率ゐて王宮に逼る、時に我公使竹添進一、既に韓王の請に應じ、兵百餘を率ゐて王宮に入り、韓兵と共に之を守る、接戰數刻未だ勝敗を見ず、韓王竊に逃れて敵兵に投ず、公使乃ち兵を引て公使館に歸る、蓋し我出兵は韓王の請に由る、韓王既に敵兵に投ず、私に王宮を衛るの要

なければなり、而して清韓の兵、我兵の寡少にして且つ糧食に乏しきを侮り、肉薄尾撃す、我兵七日京城を去り、八日辛おじて仁川に逃る、清韓の兵尙ほ我日本人の京城に在留するものを捕へて殺戮を擅にし、婦女を奸辱し、殘虐暴行殆んど其儘を極む、當時我陸軍大尉磯林慎三氏職を帯びて京城の外に在り亦毒刃に斃る、彼等蝟集し其肉を寸断にして啖へりと云ふ、我公使館亦此時を以て焼かれたり、以上は世に聞ふ甲申の變の有様なりとす、此報一たび國內に傳はるや、上下激憤の狀は暫らく措き、當時の外務卿井上馨君は朝鮮に、宮内卿伊藤博文君は清國に、各々特派全權大使に任せられ、朝鮮談判は十八年一月七日を以て開始せられ、清國談判は同年四月三日を以て天津に開始せらる、而して兩國談判の結果は左の如し、

大尉磯林慎三氏職を帯びて京城の外に在り



韓廷條約五事

- 一 朝鮮は書を修めて日本に謝する事
- 一 遣番日本人に對し千一萬圓を拂ふ事
- 一 磯林大尉を殺害せる兇徒を重刑に處する事
- 一 日本公使館の爲めに新に地を供し且つ其修築費二萬圓を出す事
- 一 日本護衛兵の爲めに營舎を公使館の傍に設くる事

天津條約三款

- 一 從來兩國より朝鮮に屯在せしめたる兵士を撤去する事
- 一 軍事教練の爲めに兩國より教官を派す可らざる事
- 一 將來朝鮮に事あり兩國兵を派遣せんとする時は先づ互に行文知照し事定まるに及んで撤回し留防せしめざる事

韓廷の條約は猶ほ恕す可きのみ、天津談判の結果は其れ何ぞか言はん、而して韓廷條約は願盼反掌の間に成り、天津條約は我伊藤大使と李鴻章との間に於て、殆んど破裂して僅かに成るもの、此事局に就ては、我國實に千歳不磨の汚辱を受けたるものにして、我國民の腦裡には没し難き痕痕を遺したるものなり、是れ彼が十年以前に於て、直接我に與へたる紀念にして、若し間接のものを言はば、事はより以前に係ると

雖も、城山に睡眠の恨を残したる西郷南洲翁、紀尾井阪頭の朝露に化したる大久保甲東翁、維新兩元勳の末路、亦實に忘る可らざるの紀念なり。更に近年に遡りて彼の

防敵令事件の始末

は如何、是又十七年以來韓に留まり、清國特派干渉官とも名を命すべき公使にもあらざり、亦公使にもあらざる袁世凱が、日韓離間策の爲めに、豫め韓廷を激發して此暴令を布かしめ、我商民をして直接拾四萬一千六百圓餘の損害を被らしめたるものにして、此事件は明治廿二年九月に始まり、廿六年五月我大石公使が非常の強硬談判を以て、兩國の交誼は殆ど破裂せんとするの危機に於て、韓廷は拾一萬圓の賠償を支拂ふ事とし、僅かに事局を繕はせるものなり、而して我公使の交送するもの三回、年月を閱すること三年十ヶ月の長きに及びたり、此間軟弱なる朝鮮政府が、能く我強硬談判の衝に當りて屈せざりしもの、而かも我をして圓滿なる結果を見ることを能はざらしめたりしものは、畢竟袁世凱が韓廷の黒幕に參して、奸毒なる雀舌を弄し、後援を爲したるに外ならざることを明かなる所なり、次に

韓客金玉均の枉死顛末

なり、金玉均朝鮮に在ては甲申の變の一首領、我國に在ては漂々たる一外客のみ、故に朝鮮に於て如何なる處分を爲すも、我に於て關わり知らざる所なり、然れども彼の李鴻章袁世凱等が局外に立て、如何に陰險

なる手段を用ひて金を死地に就かしめたるかを想測し、其の遺憾に對し、如何に專恣なる處置を施したるかを想見すれば、我國の體面には少なからざる不面目を與へたるものなり、金玉均は朝鮮の偉人嘗て自國の外清國の爲めに國權を破められ、内戚權の爲めに國歩を誤らるゝの非運に際會するを慨き、同志朴泳孝等と共に一刀亂麻を斷つて、大に制度を更革し國運を挽回せんことを謀りて事成らず、逃れて我國の依義に投じ、我亦彼の不遇を憐み、十年一日の如く我保護の下に在りて、殆ど國人の觀ありしは世人の親しく知る所なり、而して金の政敵たる閔の一族深く之を畏れ、前には刺客池運永を遣はして金を伺はしめ、事覺れて我政府の捕ふる所となり、本國に押送せらる、是に於て閔は更に李逸植なるものを遣はして潛かに事を謀らしむ、逸植我國に留まること四年未だ機會を得ず、偶々清國李鴻章の男李經芳、有利の事業ありと稱して金を招く、而して金は天涯の一孤客、赴かんと欲して屢纏の空乏に苦しむ逸植之を機として供するに旅費を以てし、且つ勸めて同臭の洪鏡宇を同行せしむ、玉均即ち和田某を伴ひ、洪と共に一行三名、神戸を解纜して清國に向ふ是れ明治廿七年三月廿三日の事なり、廿八日上海に着し東和洋行に泊す、此日玉均船章の爲めに臥して床上に在り、洪鏡宇機失ふべからずと爲し、故らに辭を設けて和田某を別室に去らしめ、此一殺那拳銃を以て金を亂射し、面部其他に數創を被らしめ、全く其絶命を看認て屋外に逃げ去り、遂に其踪跡を失ひしが、翌日吳淞に於て上海警察署の手に捕縛せられたり、此に於て和田某は金の死屍を収めて日本へ携へ歸らんとするや、警察署は之を拒みて渡さず、既にして死屍は何者かの奪ひ

去る所となれり、此凶報一たび上海なる我大越領事の飛電に依りて國內に傳播するや、上下舉つて彼が歸
 柯未だ世に遇はず半世の志業は其生命と共に兇徒の毒手に奪ひ去られたるを悼み、同好有志の士は厚く之
 を葬らんと欲し、特に委員を上海に派して其遺骸を迎はしむ、何ぞ想はん遺骸は既に片影を留むるなく、
 有司に就て之
 を買すも賤味
 摸糊にして更
 に其要領を得
 ず、而して死
 屍と兇徒とは
 早く既に消滅
 威遠號に搭載
 して、朝鮮に
 回送せられ
 たりしなり、

右傍の小札長七寸巾四寸左の文を
 記す
 謀反大逆不道
 罪人玉均當日
 楊花律頭待時
 凌遲處斬



朝鮮政府は金の死
 屍を四斷五裁して

無上の權利に就し其に授くる 清國有司が此亡狀の所爲、專恣の處置を爲したるは、我國人の一般に憤慨激昂して
 兵會判書に請願を以てせり 惜く能はざる所なるが、尙ほ此亡狀の所爲專恣の處置の裡には、彼等内幕に於て如何に卑劣なる魂膽を、
 陰險なる手段の行はれたるかを想測すれば、唯々言語同断と云ふの外なきなり、乃ち閔と袁とは同穴の狐
 狸、玉均の一身に對しては直接間接に利害の關係を同するもの、金等の世に在る間は、未だ彼等の枕を
 高かして安眠すること能はざるの時なり、故に閔はこれに心を注ぐこと瞬時を怠るほどなく、前には油
 運承を放つて一擲し、再び李逸植を放つも、李は前轍に懲りて未だ輕々に之を發せず、在再四年の久しき
 に及ぶ、而して李が一日の運引は實に閔が千秋なるへし、是に於てか閔は袁に脱き、袁は鴻章に脱き、鴻
 章は特に秘密を要して故らに術を其男經芳に授け、閔は更に逸植に通じて東西應援、遂に此舉に及びたる
 は、彼等平生の關係に於て懸々推するに餘りあるなり、鴻章は堂々たる一國の宰相、敢て刺客の謀主とな
 りて得色あるもの、言語同断と言はずして何ぞ、
 次に今回清の失体無禮なる、到底干戈を以て懲罰するにあらざれば、其迷夢は得て撲破する能はざるの現
 況を致したるものは、抑々

朝鮮東學黨の蜂起

に因由せり、東學黨は素と李朝の社稷を覬覦するの叛賊にあらず、又一時嘯集島合の下に兇暴を逞かす
 狗彘無類の團結にあらず、實に朝鮮内治の改良を見ざる限りは永遠不斷に隱顯出没して、全國學つて東學

黨たらんとするの一大勢力を有する在野の改革黨なりとす、而して彼等の希望は殆んど金村等と其の意見を同す、本年三四月の交、朝鮮政府は金氏の死屍を寸断して全國列る處に之を約するや、彼等復た此時を以て起り、遂に八道の山河益に震蕩し、三韓の風物爲めに開澹たるの活劇を演じ出したり、金氏の極刑は彼等の蜂起を促かしたるや否やは知る可らざるも、其因由する所偶然にあらざるなり、彼等徒黨を募り賛同を求めん爲めに四方に發したる檄文は、以て抱負の存する所を知るに足る可し、乃ち

人の世に於て最も貴きは其人倫を以てなり、君臣父子は人倫の大なるもの、君仁に臣直に、父慈に子孝にして然る後乃ち家國を成し能く无疆の福に達ぼす、今我聖上、仁慈孝愛、神明聖敬、賢良正直の臣賢を翼け明を佐くれれば則ち堯舜の化、文景の治日を指して希ふ可し矣、今の臣たるもの報國を思はず、徒らに祿位を窮み、聰明を掩蔽し、意に阿り容に諂ふ、忠諫の士これを妖言と謂ひ、正直の人これを匪徒と謂ふ、内に輔國の才なく、外に庶民の官多く、人民の心日に益す滄變す、入ては資生の業なく、出ては保疆の策なく、虐政日に肆に、怨聲相屬す、君臣の義、父子の倫、上下の分、墮壞して遺すなし矣、管子曰く四維張らざれば國滅亡すと、方今の勢古より甚しきものあり矣、公卿より以下、方伯守令に至るまで、國家の危殆を思はず、徒らに已れを肥し家を潤すの計に切にして、銓選の門視て生貨の路を作し、應試の場擧げて交易の市を爲す、許多の貨賂國庫に入らず反つて私藏に充ち、國に積累の財あれども國報を思はず、驕侈淫昵長息する所なし、八路魚肉、萬民塗炭、守宰貪虐、眞とに以あるなり、之

を奈何ぞ民窮し且つ困まざらんや、民は國の本たり、本削らるれば則ち廢す、報國安全の方を念はず、外卿第を設け惟だ赫全の方を謀り、徒らに祿位を窮む其理あらん哉、吾徒草野の遺民也雖も、君上に食ひ君衣を服す、國家の危亡を坐視すべからず、八路同心、億兆詢議、今義兵を擧げて以て公に報じ、治國安民死生の誓を爲す、今日の光景驚駭に屬すも雖も、切に恐動する勿れ、各々其業に安んぜ、共に昇平の日月を祝し、咸く聖化に沐せば千萬幸甚

尙ほ此檄文に副ふるに、各地の民情に應じて種々の制度改革案を以てせり、是に由て彼等の目的を考れば、李朝を奉じて貪官汚吏を掃蕩し、制度を改革し民力を休養すると云ふにあるや明かなり、左れば彼等が當路の官吏を蛇蝎視すること、檄の全文殆ど其痛罵劇言の文字を以て充實されあるを見ても知らる可く、而して此檄文の到る處に歡迎せられたるは一般の民情と、官吏の醜行は推測するに餘りあるなり、彼等白巾を戴き黃旗を樹て、一たび全羅道の一隅に呼號するや、四方響の如くに應聲し、旬日ならずして數千群を爲し、開月ならずして數萬衆を爲す、首に全州營將の官兵を白山に逆襲して大に之を破り、進んで井邑縣に迫り、縣監以下の官吏を屠殺し、兵器金穀を擄奪し、獄舎を破壊して囚徒を放ち、遂に牙管を此處に擯へり、尋で玉兄、茂長、扶安、錦山等の諸縣を襲撃して、悉く之を下し、昔井邑を同一の擧に及べり、時に負商權商等平時は行商を爲し一朝事ある時は隊伍を爲して其は僅かに出て、防戦したることありしは唯其職分に對する由譯に過ぎざる姿なりしかば、争で東徒が疾風怒濤の勢ひに當るべき、負商權商將等の一防戦は

一防取毎に東徒の激勢を高めて、全羅の一道殆ど風靡せんとするの有機となれり、此時慶尙道金海府に尹子益と云ふ者あり、俠義を以て聲望一郷に高し、乃ち同地多年の虐政に困しむ人民の推す所となり、急に起つて府使館を襲ひ、府使趙顯九を放逐し、屬吏を捕へて獄に投じ、將に全羅の東徒と東西相應せんとするの勢ひあり、而して忠清平安兩道の亂民亦蜂起す

是等の飛報續々として京城に達するや、韓廷の周章狼狽ふるに物なく、日夜廷議を凝らして先づ洪啓燕なるものに招討使の職を授け、東徒の根據地たる全羅道に向はしむることに決せり、蓋し招討使の職たる二たび之を招撫し、其招撫に應せざる時始めて討伐を加ふべしとの義に由りたる官職なりと云ふ、啓燕乃ち親軍八百に將として仁川に下り、清國軍艦平遠號、政府所有海船蒼龍號、利運社所有海船漢陽號に分乘し、大砲二門、彈藥六十餘萬發、其他兵糧充分に用意して五月廿一日(韓曆四月十七日)群山に着したり、然れども親軍の派遣は非常の事にして、若しこれに敗を取ることあらば東徒は益々政府を侮りて狂暴を逞ふすべく、且つ其後援續かすして京城の安も保ち難きに至らんとすの虞あること、謀め政府の内意を啣み居れば、先づ戰を避けて頻りに示威の運動を爲し、自から東徒の潰散せん策を廻らし居たり、既にして洪が前きを上聞するに對し旨下る、乃ち其旨を体して令を作り東徒に示せる要に曰く

全羅監司金文鉉を免職し、古阜郡守趙秉甲を擧げ、以て汝等を慰撫せんとす、若し尙ほ歸順せずんば王師は大舉して討伐交鋒すべし云々

東徒素より權臣を掃蕩して君側を情めんことを期す、何チ一二地方官の黜免に満足して解散するものならんや、益々勇を奮つて先勝の功を博せんことを計り、數千の兵を要所々々に分遣潛伏せしめ、開戰の準備全く整ひて猛勢奮る可らず、而して全州より急を報するの使者引きも切らざりければ、啓燕腹案全く外れて今は戰はざるに意氣先づ沮喪し、一方には政府に向て急に援兵の差遣を請ひ、一方には其二分隊を全州監衛に附して一時の急を救はしむ、全州營金將軍李瑋鎬を以て世に聞ゆ、自から將として東徒の牙營を攻撃し、深入して伏兵に圍れ遂に戰死す、是より東徒の勢ひ益々猖獗にして進んで羅州の府廳に逼る、羅州は全羅道中首府全州に次ぐ都會にして、牧使は彼の防殺事件に關與して名を知られたる外衙門管辦閔禮黙の兄閔禮烈なり、閔氏は東徒不俱戴天の誓なり、睡臥の想も必ず報ひんとするは閔氏なり、禮烈未派と雖も争でか之を容さん、啞賊して其家に闖入し、若者男女孩提の小兒に至るまで悉く頭手を寸断して大道に委棄せりと云ふ、而して府廳の金穀兵器は皆これを奪ふて去る、閔禮烈密室に隱伏して僅かに難を遁れしめていふ近傍の士民其舉を快とし、來て同盟を表する者二千餘人の多きに及び、

此時に當りて全道中官吏の廢殺せられしは四邑、官吏の放逐せられしは十三邑、金穀兵器を奪はれしは十四邑、金穀兵器を奪はれ守命を逐はれしは十三邑にして、サシモノに廣き全羅道も殆ど無政府の有様となり、政府の命令の行はるゝは僅かに全州と官兵の屯集地のみとなり、全道如斯なれば、東徒の勢ひ日に益々熾にして總員五萬四千の多數に上る、而して招討使洪啓燕は、率ふる所の兵士八百も其幾分を失ひて唯

群山に盤屯し、政府に對して援兵の差遣を請ふの外復た策の出づる所を知らざりしが、政府は其久しく留まりて兵を進めざるを詰責し、將に嚴重の懲戒に及ばんとするの模様ありしかば、止むを得ずして井邑に進軍し、士兵數百を一手に合して、形勝の地に據り陣を布くが否や、東徒の大軍潮の如くに寄來りて唯一戰に駆崩され、兵を失ふこと百七十、逃じせしもの二百、僅に殘兵四百と其身を遁るゝに至る、爾來辭を左右に托して一時を彌縫し、専ら政府の非難と東軍の挑戰を避くることを務めせり、是より先き東軍の一部は遂に全州を陥れて監司を二十里以外に放逐せしが、是に至りて更に軍議を凝らし、將に大學して京城を衝かんとするの策を定む、而して豫め聲言して曰く

(一)一切に人と傷け物を害ふ勿れ、(二)忠孝双全世を濟ひ民を安んず、(三)兵を驅つて京に入り權貴を盡滅して大に紀綱を張り聖訓に還はんとす

敗報一たび韓城に到る毎に廷臣皆色を失ふ中に於て、殊に東徒衆怨の的に立て生色なかりし閔泳駿以下閔族の一般が、此大々的の飛報に接して其驚駭狼狽は如何ばかりなりし乎、積年榮華の夢は忽ち覺めて、唯朝夕糧を集めて嘆息するの外策の出づる所を知らざりしなり、其未派の輩に至りては閔烈の前轍に怖れて、早く既に貨財を纏めて僻遠に避難を謀るものあり、而して此閔氏の周章狼狽こそ、實に袁世凱が其奸計を施すに失ふべからざる上乘機會とはなりたるなれ

蓋し朝鮮は東洋の一獨立國として、明治の初年既に我國の紹介に依り各國の認むる所なるを以て、爾來支

那は朝鮮とは歴史上如何なる關係を有するも、最早公然朝鮮に對して干涉するの權利なきは勿論なるが故に、常に陰險なる政策を執りて、漸次に朝鮮を馴致し、暫らく其名を捨るも其實を取り、因襲久おして機熟するに會はゞ、一舉して名實を擄取せんことを期し、朝鮮事ある毎に必ず小恩を嫁して奇貨を釣らんとするに出るは、既に着々の例にして珍奇とするに足らず、而して袁世凱は李鴻章の意を受けて久しく朝鮮に駐まり、清の對韓政策に就ては最も巧みなる技倆を有するもの、其閔氏の困頓するを聞くと、一日泳駿を其自邸に訪ひ、陽に洪沼討使の怯懦、官兵の不規律を貶評して、陰に清兵來援を請ふの得策たる諷刺の意を示せり、是れ其思を賣りて自國の權利を伸張し、韓國制取の要素を作る袁が常套の政策なること明かなるに、只自身あるを知て國家の如何を顧みざる閔泳駿は、争で自家危急の秋に方りて躊躇逡巡する所あらん、此時を以て閔と袁との間には全く清兵來援の約は成りたるなり、然れども韓廷は清兵來れば日本兵も亦來りて、衝突の虞あるを免かれざれば、滿朝一致と云ふにはあらざりしも、泳駿の一憂誰か強硬なる反對の位置に立つべき者のあらん、黙々の中に事は既に定まりたるなり、

是れ實に今回征清事件の原因となりたるものにして、上來略敘し來りたる失体の諸點へあるに、今又彼れが東軍鎮撫の應援として、朝鮮に出兵したる以來、其失當の所爲に出づるものを擧ぐれば左の如し

清兵來援を請ふの事決するや、袁世凱は直ちに天津なる李鴻章の許に電報して其出師を求め、清國政府は先づ三衛の兵即ち一千五百人を朝鮮に派遣し、六月七日忠清道なる牙山縣屯浦の西方三里白石浦に上陸せ

しめたり、當時東徒は全州を陥れ、遼河の勢ひを以て石城に出で、將に銳を斬つて京城を衝かんとし、朝鮮政府は兵を天安に出して防戦準備に汲々たりしかば、天安石城間往來の衝に當らざる牙山地方の如きは平穩無事の有様なりしが、清兵白石浦に上陸するや各地俄かに騒しく、細柳の難(財物を掠むるの程度にして、東徒は假令掠奪を志にするも官府の金穀兵器に止まること荒怖もて梳く如く、之れに反して清兵等は種類の何たるを問はず掠奪して一物も餘さざることを細柳の如しとの意味)を如何せんを稱して、老幼婦女を僻遠に移し、貨財を纏めて避難の用意を爲す等人心頗る恟々たり、而して清國政府は兵士の全く上陸し終りたるを待ちて、始めて派兵の理由を本邦駐紮清國公使汪鳳藻を経て日本政府へ知照し來りたり、乃ち同公使は公文を以て

以書簡致啓上候陳者今般北洋大臣李より本使へ左の通り電報有之候

光緒十一年清日兩國にて議定せし條約中に將來朝鮮にて若し變亂事件有之清國にて派兵を要する場合有之候節は應に先づ行文知照すべく事定まりたる上は直ちに撤回し再び留防せずと有之本大臣今朝鮮政府の來文に接し候處全羅道所轄の人民は習俗凶悍に有之東學教匪に糾合し衆を聚めて縣邑を攻陥し又北のかた全州を圍攻し候に付前に既に練軍をして往て征討せしめ候得共戰利あらず就ては若し滋蔓日久しきときは憂を上國に貽すこと尤も多かるべし然るに壬午大兵甲申命韓鄒兩度の内亂の節にも中朝の兵士に頼りて代て爲めに之を戡定せし事有之因て其例に沿り數隊の兵を酌遣せられ速かに來て代て征討せられんことを懇請致候尤も倅匪の挫殄する上は直ちに其兵を撤回せられ候様致度致て更に之を留防せしむることを請ふて以て天兵の久しく外に勞せらるゝことを致さざるべしとの趣に有

之。本。大。臣。之。を。覽。る。に。其。情。詞。迫。切。なる。のみ。ならず。兵。を。派。し。て。援。助。す。る。こ。と。は。我。朝。が。屬。邦。を。保。護。す。る。の。舊。例。に。有。之。候。へ。は。是。を。以。て。奏。聞。の。上。諭。旨。を。奉。じ。直。隸。提。督。葉。帥。を。提。帶。し。朝。鮮。全。羅。道。一。帶。の。地。方。に。赴。か。し。め。時。機。を。見。計。ら。ひ。防。堵。攻。討。し。期。を。刻。し。て。之。を。撲。滅。せ。し。め。務。め。て。屬。邦。の。境。土。を。し。て。又。安。か。ら。し。め。各。國。人。の。朝。鮮。地。方。に。て。貿易。を。爲。す。者。を。し。て。皆。各。其。生。業。を。安。す。る。こ。と。を。得。せ。し。め。度。尤。も。平。定。次。第。直。ち。に。右。兵。を。引。揚。げ。更。に。留。防。せ。し。め。さ。る。様。可。致。候。右。至。急。條。約。に。従。ひ。行。文。知。照。す。べ。き。旨。に。付。貴。大。臣。に。指。す。へ。電。報。致。候。間。早。速。日。本。外。務。省。へ。照。會。有。之。度。候。

右の通申來候に付本使は之を貴大臣へ及御照會候器具

清國特命全權公使汪鳳藻

光緒二十年五月三日(我六月七日)

日本國外務大臣陸奥宗光閣下

是れ所謂天津條約に準據したるものといふも、其條文の知照といふは通知照會の意にして、照會は問合といふと同しく俗に謂ふ相談を掛けるといふ義に外ならず、且つ行文知照の四字に冠するに先互の二字を以てする以上は、其出兵の以前に於て、必ず先づ其出兵を要する理由を我政府に行文して通知照會し、我政府の認諾を経ざるべからざるは讀者の解を俟たざる所なり、然るに彼れは其派兵の全く朝鮮に上陸し終るを待ちて始めて我政府に通知したるは、明かに天津條約を蹂躪したる專擅の所爲なるのみならず、明治六年既に朝鮮の一獨立國たることを當時の我清國全權公使副島種臣氏に明言し、且つ同九年日韓通商條約成立の當時も、朝鮮自から獨立國たることを公言して我國の世界列國に紹介したることをも確認しながら、今將た公文を以て朝鮮を屬國と云ふに憚からず、其我帝國を侮蔑し、凌辱を加ふるも甚だしと云ふべし

而して此大無禮の知照に對して我政府は何ぞ片時も猶豫する所あらん、當日直ちに汪公使に對しては以書翰致啓上候陳者今般貴國政府にて朝鮮國へ派兵被成候に付明治十八年四月十八日清兩國政府にて訂結の約書第三款に違ひ行文知照之趣本日貴簡を以て御申越相成承知致し候然るに貴簡中保衛屬邦の語相見え居候處帝國政府に於ては未だ曾て朝鮮國を以て貴國の屬邦とは認め居り不申に付此段御回答旁明旨致置候本大臣は茲に重て敬意を表し候敬具

明治廿七年六月七日

清國特命全權公使汪鳳瀛閣下

外務大臣 陸奥宗光

と明答し、尙ほ清國政府に對しては、小村清國臨時代理公使をして

以書翰致啓上候陳者朝鮮國に於て現に變亂重大の事件ありて我國より派兵の必要有之候を以て帝國政府は若干の兵を派遣する積りに有之因て明治十八年四月十八日貴兩國政府にて議定せし條約の明文に従ひ清國政府へ行文知照すべき旨唯今我政府よりの電訓に接し候に付右の趣及御照會候敬具

明治廿七年六月七日

清國總理各國事務王大臣御中

日本國臨時代理公使小村壽太郎

と知照せしめたり、清國の出兵に對しては我國亦た出兵の權利を有すること天津條約明文の示す所たり、而して右の知照は豫め出兵に先ちて之を爲したれば實に該條約三項の手續を準當に履行して誤りなきものと云ふべし、機敏なる我政府の此知照を爲すや、當時歸朝中なりし大島朝鮮公使は直ちに帝國軍艦八重山號に乗じて六月九日仁川に着し、翌十日海軍陸戰隊四百人と京城に入る、其翌々十二日は大島少將の混成旅團陸軍着陣して京城仁川の要衝を占め、先づ彼等の驛を塞からじめたり、而して我政府は當時世に示

められたる出兵の理由は左の如くなりし

朝鮮國內に内亂蜂起し勢益猖獗を極む同國政府は力能く之を鎮壓し得ざるの状況に迫れり依て同國に居る本邦公使館領事館及國民保護の爲めに軍隊を派遣す支那政府より朝鮮に出兵したる旨此程我國政府に通知し來れり又我國政府にても前項の如く出兵したるに就ては直ちに支那政府に其趣を通知したり

又清國政府は我政府の知照に對し、小村代理公使を経て直ちに回答し來りて曰く

以書翰致啓上候本月四日(我六月七日)貴簡を以て朝鮮國に於て現に變亂あるを以て若干の兵を派遣せらるべきに付兩國の條約に従ひ右の趣行文知照すべき旨貴國政府よりの訓命を受けられ候旨御申越相成候處我國にては朝鮮の求に應じて派遣し其亂民討伐の援助を爲す次第にして是は從來屬邦を保護するの慣例に有之且つ専ら内地の亂民を討伐する爲めに於て平定次第直ちに引揚可申目下仁川釜山各港の規模は靜穩なれども通商の地に候へば保護の爲め暫く軍艦を留置候のみに有之候貴國より兵を派遣せらるるは専ら公使館領事館及商民を御保護相成候爲めなるべければ申迄もなく多數の兵を御派遣相成候必要可無之又朝鮮より請求したる次第にも無之候得ば決して朝鮮内地へ進入して驚疑を起さしめざる様被致度加之我國の兵士と出達ひ言語不通軍禮の差異ある爲め或は不慮の事を生ずるが如き場合も有之候乎と懸念致居候に付ては右の趣貴下より貴國政府へ電報にて御申送相成度致希望候右及回答候敬具

光緒二十年五月六日(我六月九日)

清國總理各國事務王大臣

日本國臨時代理公使小村壽太郎貴下

是れ何たる無禮の回答ぞ、彼れは最早明かに天津條約を無視し、殆ど命令的に我派兵を拒みたり、然れども彼れの頑冥不靈にして只に傲岸尊大なるは今日に始まりたるにあらざれば、我政府は到底一片の理を以

て彼れの愚の疑を難きを認め、特に赤誠を推して三國の形勢上東洋全局に於ける相互の利害得喪を尋陳し、眞摯懇諭的に左の主旨を以て妥協を求めたり

日清韓三國は土境接近し唇齒輔車の關係を有す故に朝鮮の禍亂は直に延て貴我の利害に及ぶ近來朝鮮時事日に非なり危機一髪何れの日に壊裂するなきを保せざるは貴國の既知る所也故に今貴國の協議に由り韓廷に向て諸般の制度を改良せしめ大に政治を正し以て將來の禍根を斷ち百年の大計を定めんとすを韓廷に勸告せんを欲す是れ我に他意あるにあらざる唯朝鮮の獨立を附けて以て東洋全局の平和を維持せんことを希ふのみ

在北京英國公使も亦友誼を顧重し妥協の局を結ばしめんことを周旋盡力したりしも清國政府は只に剛れなく我撤兵を請求するのみにして遂に妥協に對するの要領を得ざるに終れり

練なき衆生度し難し是は眞に是なる哉、是に於てか我政府は小村代理公使をして、六月九日附清國總理衙門の回答に對する再度の通知を爲さしめて曰く

以書簡致啓上候陳者本月九日貴國を以て貴國より朝鮮へ派兵せられしは從來屬邦を保護せらるるの慣例に有之我國よりは多數の兵を派遣するの必要可無之又決して朝鮮内地へ進入不致致度その應御申相成候に付本旨は早速其旨我政府へ致電報置候處今我政府よりの回電接到帝國政府に於ては未だ曾て朝鮮が貴國の屬邦なることを認め居り不申今回我國より朝鮮へ派兵せしは海物補條約に依りたる未だ曾て自之を出兵の手續は天津條約に依りて取計らひたる次第に候又帝國より派遣の軍隊の衆寡は帝國政府自ら之を裁決可致其の裁に有之又行動の如何に至りては赴くべき必要なき處へは無論赴かざるべけれども

も他より脚肘せらるべき筋道も無之又兩國の兵士相出逢ひ首領不通軍禮の差異ある爲め或は不慮の事を生ずるが如き場合も可有之との義に至ては我國の兵士は紀律を守ること嚴肅なれば貴國の兵士と出逢ふことありても故らに事を生ずるか如きことを決して無之は我政府の固く信ずる所なれば貴國政府に於ても其邊已に豫め御加意相成居候事に可有之旨申越候に付右及回答候敬具

明治二十七年六月十二日 清國總理各國事務王大臣御中

日本國臨時代理公使小村壽太郎

却説又東學黨は一時猖獗を極めて、將に石城より進んで京城を衝かんとするの勢ひありしも、清の援兵牙山に上陸し、尋で我混成旅團は京城と仁川の要衝を扼せしかば、彼等は其勢威に辟易して忽ち四方に潰散し、全く鎮定の姿となりたり、然れども是れ眞の鎮定にあらざりて、唯山林草野に隱伏し暫らく其銳を避けたるのみ、彼等か内國野政の改革を見ざる限りは、時を待て再び起り、三たび起り、永遠不斷に出沒して、到底絶滅に至らざる在野の一大不平黨なることは、編者が前に述べたる如くなるを以て、東學黨の鎮定策は干戈にあらざりて弊政改革に在ることは、何人の着眼も同一なるべし、故に我政府は尙ほ念の爲め左の公文を以て清國政府に協請したるに

以書翰致啓上候陳は朝鮮國に於ける目下の事變及善後の方法に關し昨日御面晤の節帝國政府の提案として貴國政府へ御協議致候要旨は左の通に有之候

事項を目的として其取調に従事せしむる事

- 一 財政を調査すること
 - 一 中央政府及び地方官吏を淘汰すること
 - 一 必要なる警備兵を配置せしめ國內の安寧を保持せしむること
- 右爲念茲に申進候本大臣は茲に重ねて敬意を表し候敬具

廿七年六月十七日

清國特命全權公使汪鳳藻閣下

外務大臣陸奥宗光

清國政府はこれに對し

以書翰致啓上候陳者本使は只今本國政府よりの電訓に接し候處貴國政府より御商議相成候朝鮮事變及善後の方法に付ては篤と考慮を加へたる上左の通り及回答候

- 一 朝鮮の變亂は已に鎮定したれば最早清國兵の代て之を討伐するを煩はさず就ては兩國にて會同して鎮壓すべしとの説は之を聽するの必要なかるべし
- 一 善後の方法は其意美なりと雖も朝鮮自ら改革を行ふべきことす清國尙ほ其内政に干預せず日本は最初より朝鮮の自主を認め居れば尙更其内政に干預するの權なかるべし
- 一 變亂平定後兵を撤することは西の年兩國にて定めし條約に具在すれば今茲に又議すべきことなかるべし

以上は本使より已に御面話に及置候得共尙爲念以書翰申進候敬具

光緒二十年五月十八日(我六月廿二日)

日本國外務大臣陸奥宗光閣下

清國特命全權公使汪鳳藻

との公文を以て回答し、斷然我政府の提議を拒絕したり、此回答を換言すれば朝鮮は我國の屬邦なり、上

國尙ほ且つ其内政に干預せず、況んや貴國は朝鮮と同等の與國たるに過ぎざれば尙更らこれに預かるの權利なかるべし、若し改革の必要を認めれば上國に於て之を爲さん、敢て貴國の容喙を要せざれば、貴國は口を塞み兵を纏めて早々自國に引込むべしと言ふを聊か飾りたるのみ、彼れが無禮も此に至りて極まれりと謂ふべし、

我帝國が與國朝鮮の獨立を帮くるに於て何を滿清の力を借らん、其協議を求めたるものは暫に隣國を重んじたるのみ、然るに彼れ倭岸自尊の言行を以て徹頭徹尾之を排斥したり、此最大無禮なる回答に對しては最早我帝國の購賄途巡する所にあらざるなり、即ち最後の公文を以て我外務大臣より汪公使に對しては左の通知を爲し

以書翰致啓上候陳者閣下は貴國政府の訓令に従ひ朝鮮國變亂鎮定并善後の辦法に關する帝國政府の提案を御拒絕相成候趣貴曆光緒二十年五月十八日附の貴簡を以て御申越相成致聞悉候願て朝鮮國刻下の情勢を察するに於て貴政府と所見を同する能はざるは帝國政府の遺憾とする所に有之候

之を看過する能はず今にして運籌所なくして日と將來の安寧靜謐を保持し政道其宜を得ることを保つるに足るの辨法を協定するに非ざれば決行し難く且つ帝國政府が斯る撤兵を容易に行はれざるを望むるに天律條約の精神に依違するのみならず復た善後の防範たるべくと存候
本大臣は斯の如く胸襟を披き誠衷を吐くに及びば假令貴國政府の所見に違ふことあるも帝國政府は斷じて現在朝鮮國に駐在する軍隊の撤去を命令すること能はず候此段御回答旁本大臣は茲に重ねて敬意を表し候
外務大臣陸奥宗光

廿七年六月二十二日

清國特命全權公使汪鳳瀾閣下

尙ほ清國總理衙門に對して小村代理公使をして左の通知を爲さしめたり

以書簡致啓上候陳者明治二十七年七月九日貴衙門にて朝鮮事件に付及御面談候節貴王大臣より御陳述の次第は總て即日我外務大臣へ電報致置候處唯今我政府より電報到達朝鮮にて屢々諒亂有之候は其内政の紊亂に基因する義に有之而して我政府は日清兩國の該國に於ける何れも其關係常に緊要なれば今該國を以て内政を處置し以て變亂を未萌に絶たしむるに如かざるべしとの慮見にて此意を清國政府に提出したりし處詎を料らむ清國政府は此提議に従はず只望むに撤兵の一事のみを以てせられ是實に我政府の深く斯る所上有之又其後在北京英國公使は友誼を顧重し日清兩國をして妥協の局を結ばしめむことを欲し盡力調停せられたりし趣なれども清國政府は依然撤兵の事のみを主張し毫も我政府の意に應ずるの色なし是に由て之を觀れば清國政府は意ありて事を滋すものにして則ち事を好むに非らずして何予や就ては今後因て以て不測の變を生ずることあるも我政府は其責に任せずとの旨申來候に付右電報譯文相添此段申

進候敵具

明治二十七年七月十四日

清國總理各國事務王大臣御中

日本國臨時代理公使小村善太郎

斯くの如くにして遂に獨力進んで韓廷の弊政改革に着手せり、此堂々たる目的依義なる行爲に對し妨害を加ふる者は、其何者たるを問はず掃蕩あるのみ擊斃あるのみ、何ぞ必ず清國を謂はんや、此斷々たる處置に對し清國は無法にも亦兵馬を増發して我に構ふるに至る、是に於て彼の威情は懸然敵視の狀勢を呈したるも、彼れ公然我目的を妨害せざる限りは、百萬の兵を増發するも我が關かる所にあらずれば、彼が兵馬増發後に於けるも我れ猶ほ彼れを遇するに英米佛獨等諸盟約國と同一般の禮讓を以てせり、七月廿五日我帝國軍艦吉野、浪速、秋津洲の三艦仁川に向つて航行し海路豐島沖を過ぐ、會て清國軍艦濟遠、廣乙の二艦も亦牙山港を發して此處に到る、我一艦は即ち將旗を掲げて禮式を表す、何ぞ爾らん彼れ禮讓を掲げざるのみならず忽ち砲門を開て轟然我艦を射擊す、此醜聞遂に此事に及ぶ
今や 聖上震怒、國民激憤、詔勅煥發して億兆の敵愾心は狂瀾の湧くが如く、十萬海陸の鐵騎は電雷を駆つて行き、鯨鯢を取して進み、宜なり豐島大孤に虜艦を粉碎して、嗑々たる東海の飢鯨を肥やし、牙山平壤に蕃兵を壓殄して、耽々たる韓山の餓虎を賦せしむ、神州開闢二千六百年、八宏四域に武を掲げ威を耀かすの舉は少なしとせざるも、萬國環視の衝に立て堂々開眼を宣言し、唾手の間に先づ世界人衆の心曠を癒かしらしむるの雄舉は未だ以て比すべきなきし、豈千載の絶好大快事ならずや、旭日國旗は既に大同江を渡り、鴨

五箇條實施の勸告

第一條 中央政府判制度以及地方制度。酌宜釐定人材亟宜選拔事

第二條 財政宜整富。審查明確。以昭定制事

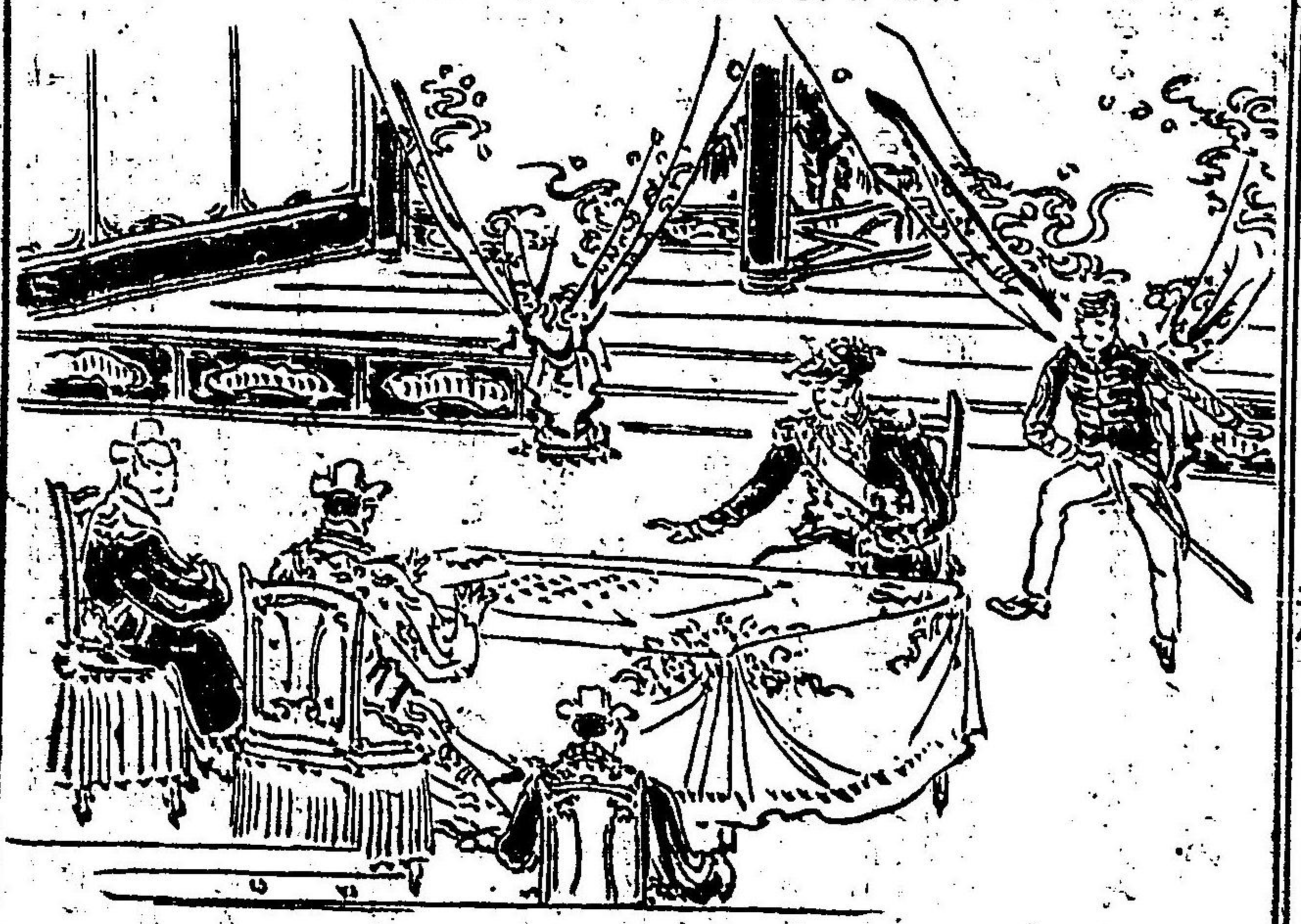
第三條 懲罰法律裁判之法。亦須酌定事

第四條 兵備警察亟宜整理。以冀國內變亂。併可保持國家級寧事

第五條 學政各務宜酌定事

と改革委員採任の申込を爲し、同月七日を期して回答の要求を爲せり、蓋し公使は豫じめ右の如き總体論に關する勸告を爲し置き、改革委員採任の續にて、細則即ち實行法案を提出するの意見なりしなり、而して回答期日なる七日の夜に入るも何の通知なきにより、公使は我要求に應せざるや否やを嚴重に照會せしに、八日に至りて轉廷は公文を以て我要求に應じ、申正照、

大島公使朝鮮改革委員と談話す



金宗漢、曹實承の三名を委員に採任せし旨を通知せり、是に於て大島公使は十日を以て委員と會合し、更に左の五箇條に關する

實行法案細則數十箇條提出

韓廷革新時宜五條

- 第一條 中央政府判制度以及地方制度酌宜釐定人材亟宜選拔事
- 一 有司百官の職を申明す
 - 凡内治外交の職務に涉るものは統て之を議政府に歸し掌理せしむること故の如し
 - 六曹判書は實を分ち職を司り世道の革新を期すと雖も舊制に遵ふ
 - 内務の庶務と治國の庶政とは劃然區別するを要す所屬の有司は一切の國政に關與するを得ず
 - 一 外務當局者たるものは簡一なるを要す故に權貴共に重寶の大臣を以て之を掌らしむべし
 - 一 行政官衙必要缺くべからざるものは之を存すべし有名無實のものは之を裁せし其他廢合務めて煩を去り簡に從ふべし
 - 一 現時州府郡縣の區劃過多に似たり宜しく酌量併合を行ふべし但し治に害なき範圍内に於て
 - 一 大小官吏任を分ち職を司り必ず缺くべからざるものは之を存し冗員は宜しく沙汰すべし
 - 一 舊來の格式を破りて廣く人材を用うるの途を開くべし

- 一 賣官は兵端の生ずる所痛く之を禁止すべし
 - 一 大小官吏の俸給は時宜に因り斟酌し其額を明定して廉節を美かすべし
 - 一 大小官吏の収賄に關する賭弊は法を設けて嚴禁すべし
 - 一 大小官吏地方官の私利を營み情實に流るゝの弊は法を設けて矯正すべし
- 第三條 財政 整富、審査明確、以昭定制
- 一 國家の出入賦課は宜しく審査明瞭して昭かに制度を設定すべし
 - 一 會計出納の政務は正準を明かにすべし
 - 一 貨幣制度は亟かに釐定すべし
 - 一 各道の田畠は其數額を明かにし租賦を釐正すべし
 - 一 各項租税の法を釐正し併て税源を開くべし
 - 一 支出の緊要ならざるものは概ね減省に從ひ其増加すべきものは力めて請求すべし
 - 一 官道通商宜しく修繕推廣すべし併に京城と要害入口岸間には鐵道を布設し各道州縣の間は電線を通じて往來交通を便にすべし
- 第四條 各開港場の稅務は一切自國人に管理せしめ他國の干渉を容すべからず
- 第五條 裁判法 裁判法、亦須酌定事

- 一 從來の法律時宜に遵せざるものは概ね改正し或は時宜を參酌し別に法律を定むべし
 - 一 裁判の法を釐正して司法の公正を申明すべし
- 第四條 兵備警察 亟宜整理以資國防、併可保持國家秩序
- 一 士官の養成を爲すべし
 - 一 從來の兵丁は概ね改革し財力の許す限り新式の兵隊を設くべし
 - 一 警察の設立は尤も緊要に屬す京城より各道に至るまで嚴に章程を明め衛署を設くべし
- 第五條 學政各務 宜酌定事
- 一 小學校を分設し童幼を教育すべし
 - 一 小學校の設漸く端緒に就けば尙ほ規模を擴張して中學大學を設くべし
 - 一 生徒中俊英なるものは擡拔して外國に分遣して遊學せしむべし
- 其翌十一日再び三名の委員と老人亭に會合して、右細則の中凡そ就て
- 一 凡そ内治外交に涉るもの、京城より要岸海口に至る鐵道電信興修の件
- 但し此末條鐵道電線の兩工事は十日内議定の後其工料等の早く備はるを俟り分別工を興すべし
- 右の件々は三日内を限りて議定し十日内に準じて擬定施行すべし
- 一 各官署の職事より稅務に至るの件

右の件々は六月廿日以内で撤収せしめて施行せしむべし

一 各區の田島より生徒中俊秀に至るの件

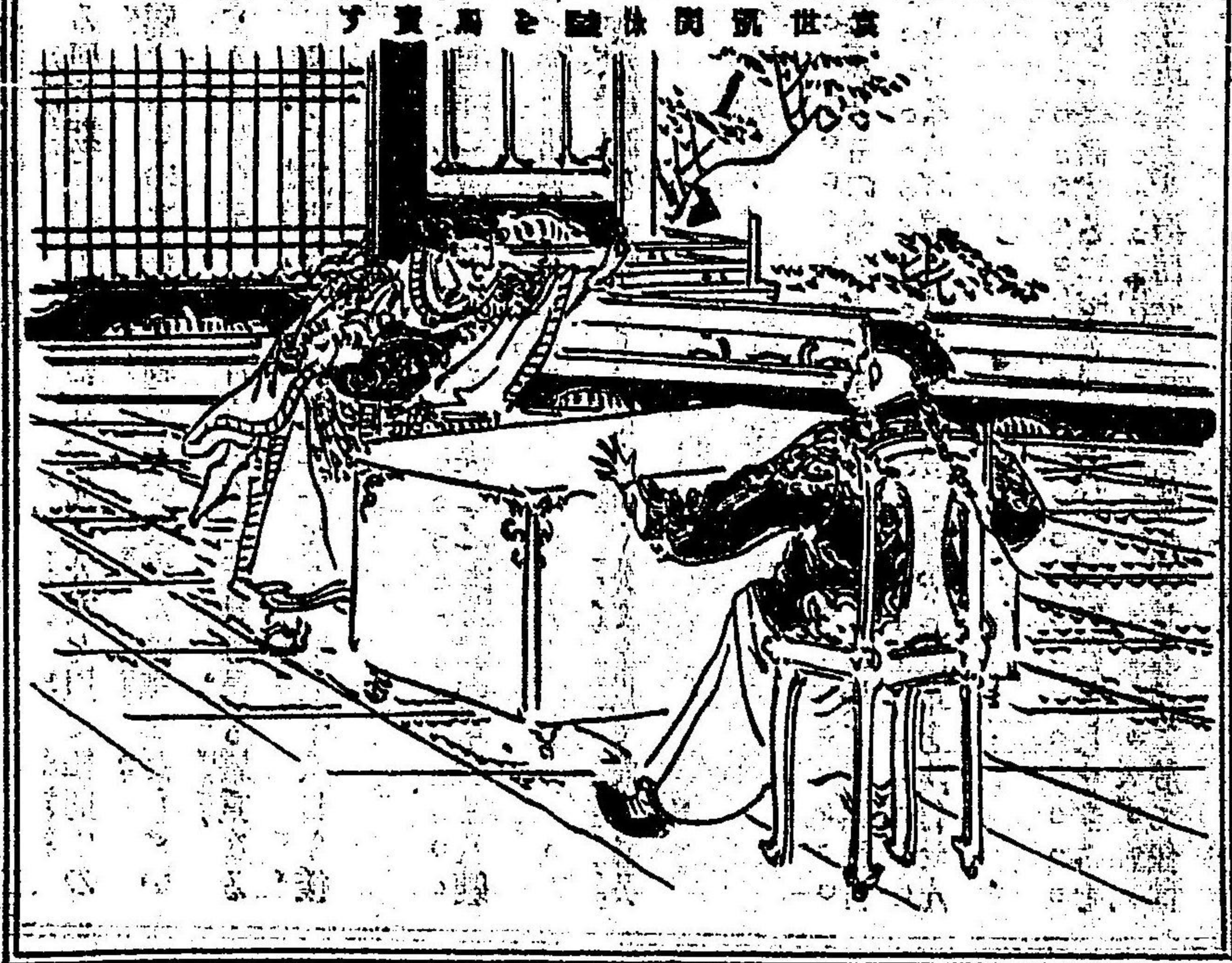
右の件々は兩年内に準じて施行を要すべしとの議案を提出し、凡そ日期を限り施行を要するものは、是亦我政府の勸告に係るものなり、其勸告に従ふべき否は、貴政府の權限に在りて申込みたり、而して此提議案中最も重要なものは第一項の鐵道の布設、電信の架設、及び海關の稅關の件等にして、目下稅關官吏の洋人の如きは清國の任命する所なればなり、此種期限は三日間の猶豫を與へて即ち七月十四日を限りとせり

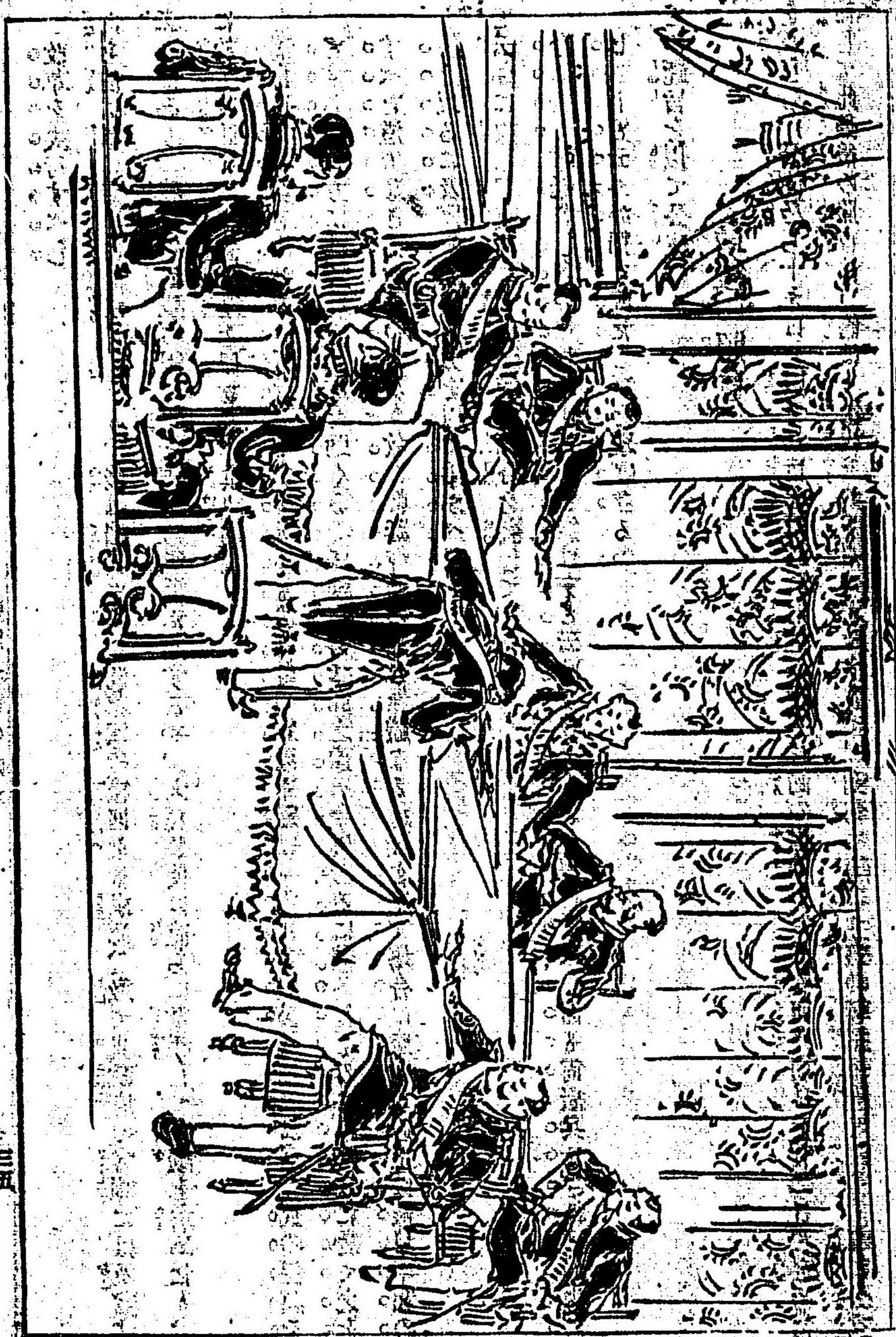
是れ大島公使が七月十一日迄に於ける勸告談判の進行なるが、翻へつて

韓廷の内幕

と觀れば、既に其獨立國なるや否やの權管問題に就て、後州線不通ならざれば、兼より李鴻章の旨を以て着へしなるべく、閩族内閣の存する限りは清國政府の勸告を悉く遵ふて萬事を處理するは勿論の事なるが、其大島公使の要求に因り三名の改革委員を撰任せしが如き、革弊時宜五條を賜に答るゝの裝ひを爲したるが如きも實は一時の權便に過ぎずして、此要求を容れざるべきは日本は決して撤兵せざるべく、日本撤兵せざる時は清國は勿論陸軍出兵せず、如何なる格好の出来せんも計り難して以へる觀念より、さては日本の怒りも解れず清國の怒りも買はずんぞとを力めて、便宜適宜たるを處理する計策をめぐらし、大島公使は短刀直入一

韓の警察など細則を提出し、實行法案を提出して其條答を求むる等甚す急なるに至りしは、韓廷今は板橋となりて如何とすすること能はず、閩族の一派は早くも世世別に議する所ありしより、袁世凱の憤懣は一方ならず、口を極めて閩族を罵詈雑言し、其面に唾するに至る、而して我勸告談判の進行は、最早實行方法を議するまでに至りしと聞き、殆ど半狂亂の勢ひを以て東西に奔走し、閩には劇烈なる煽動を以て韓廷の當路者と對峙し、豫には韓人なる飛語を放つて韓兵等を殺害し、百方妨害策を逞ふるに至れり、時に李鴻章も亦在天津の朝鮮署理徐相喬に密諭し、本國政府に調諭せしめて曰く、我力量を竭し法を設けて保全せん、内政に至ては惟上國を顧み干預するを得ず、況や倭は隣國たるをや、斷じて敢はす所をならず、後悔を致す勿れ





韓廷の内閣は斯の如き事情ありし爲め、我公使に對する回答期日の十四日には、先づ公文を以て細則中の
 重なる十箇條を拒絶し、其理由を以て朝鮮政府の主權に屬するものなれば貴國政府の要求には應じ難しとい
 ふに在り、此不協なる態度に對し大島公使は争ひを懸念する所ならん、十四日以後の二三日は最も嚴重なる
 談判を期せしが、此時李鴻章は更に一大喧嘩手段を韓廷に施して我要求に妨害を加へたり、即ち十八日午後
 六時天津海軍に曰く
 清國政府に於ては十九二十の兩日中に更に兵一萬二千を朝鮮に派遣することを決し之を八艘の軍艦と八艘
 の運送船とを合せて十六艘の船組を乗込せしむる旨を既に出發の用意したる
 此軍艦の京城に達するや、韓廷は忽ち兵員相を現はし、俄然局面を一變して、左の如く公文を以て我大島公
 使に申入れたり
 韓廷我勸告を斥く
 日本は提議に係る内閣改革案は韓廷の意を容るべし所を離れ今日如く大兵を駐屯せらるゝに於ては國民自
 ら奮闘して治安を確保するの態度あり仍て日本提議せらるるならば韓廷は其後下から改革を執行せん
 等々又左の如き公文の通譯ありたり
 韓廷若し日本の提議に従ふに於ては各國亦國會議員を派して要請するに至るべし韓廷其態度に於ては
 得ず仍て先づ日本の兵を撤回し并下日本の提議に係る改革案をも撤回せられたし韓廷は其の後に於て任
 意

改革を決定すべし

即ち前は單に撤兵の請求に止まり、後は撤兵と共に改革案の撤回をも求め、敢て貴政府の客隊には及ばずと云ふにあり、我國の好意に對し此無禮なる通牒に接するや、大鳥公使は直ちに電報して廟議を求めたり、是に於て我政府は至急會議を開きて、其決議は

朝鮮政府は兵を撤せざれば改革せずと云ふも我在韓の軍隊軍艦は一方に帝國公使館及び居留民の保護を任ずるも一方には韓廷の改革を助くるの任務を帯び加之豫め今日あるに備へしものなれば今に於て之を撤すべき道理なきは勿論の事なり故に韓廷が斯の如き無禮なる通牒を爲す場合に至りし以上は最早平和の手段を取るに及ばず斷然兵力を以て争ふべし

と云ふに決し、直ちに大鳥公使に訓令を發して

今に於て韓廷若し自から改革すること能はずと云はば我より之を強行すべし而も尙撤兵せざれば勸告に應じ難しと云ふか獨立國たる實を擧げざるか

との趣旨を以て公使に

最後の照會

を爲し、公使乃ち十九日を以て其旨を韓廷に申込み、三日間の猶豫を與て其回答期日を廿二日を定めたり而して此最後の照會は、謂はゞ儀式上の手續に過ぎずして、如何に浮萍主義の朝鮮政府と雖も、既に公文を

以て一旦拒絶せし上は、更之を取消して然らば改革を行ひ獨立の實をも擧ぐべしとの回答も出來まじければ、畢竟曖昧の理由を以て之に答へ、曖昧の中に無事の結局を望むの策に出づるべしとは、豫め我政府の想測する所なりしが、果せる故廿二日の夜に入るも遂に確たる返答はなくして、小田原評議の空々漠々に附し去りたりしなり、是に於て我大鳥公使は、最早最後の手段を斷行するの外策なしとの決心にて、翌廿三日の昧交には王宮に入りて、親しく國王殿下に奏上する所あらんとするの準備に着手したり

是より先き朝鮮國王殿下は、國政の日に非なるを慨かせられ、展々生父大院君を召して諮詢する所あらんとせられしも、常に専横なる閔族の爲めに阻隔せられて、未だ其旨を果させられざりしが、日清韓の交渉日に益す危機に逼るや、殿下は特に大院君参内の召命を下し、豫め使者をして内意を傳へられたるも、君は閔族の途に要して妨害するの恐れあるより、躊躇して召に應せざりしが、是に至りて國王は遂に大院君入城の際日本兵を以て護衛せんことを我公使に請はれ、我國の有志者も亦雲硯宮に詣りて君に勸告する所ありしかば君は遂に起つて参内することゝはなりたり是亦廿三日のことなり

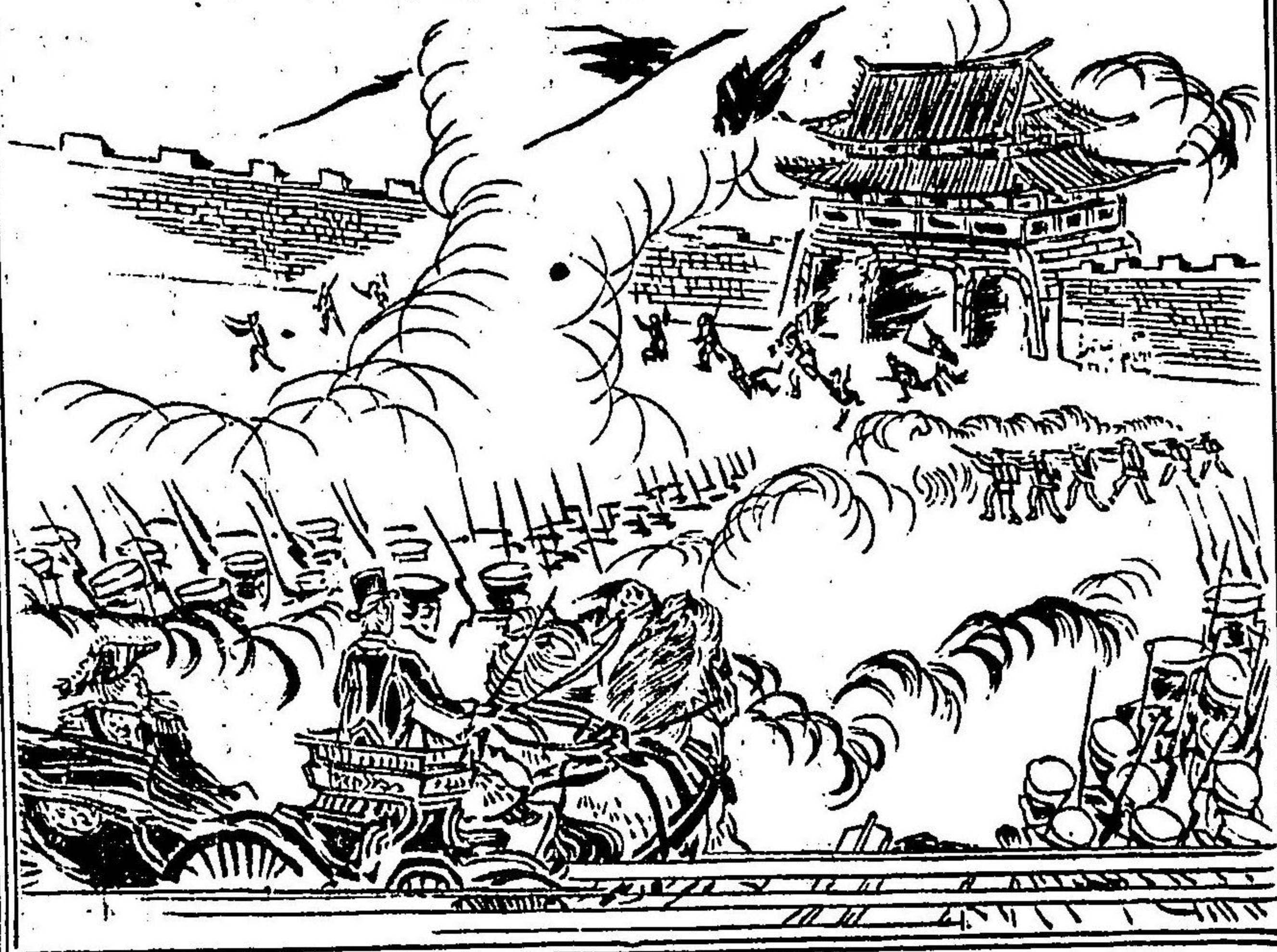
○我兵王城に入る

當時我軍隊は京城の西方漢江の邊りなる龍山に屯營せしだ、森、橋本の兩少佐は其二大隊を分率して廿三日の曉天に龍山を發し京城に向ふ、即ち一隊は大鳥公使并に大院君護衛の任に充て、他の一隊は豫め王城の周圍に配して我兵の入城を妨ぐるものに備ふ、同日午前五時四十分我大鳥公使護衛兵の一隊は先づ朝風に英氣

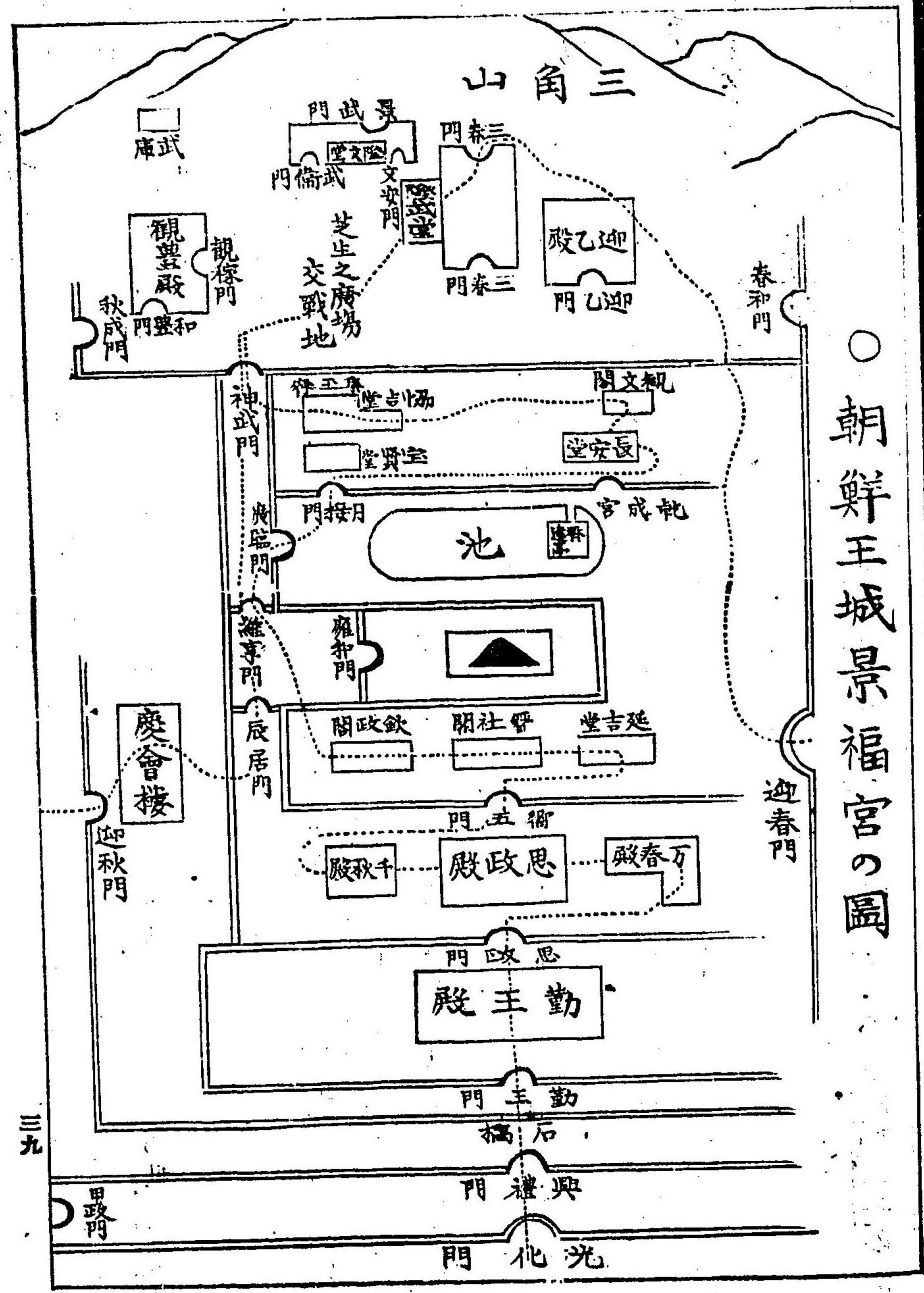
を鼓舞し進んで王城景福宮の光化門前に到る、此時閔族の指揮を受けたる親軍總管衛の韓兵は突然起つて我兵を砲撃し其前路を断らたり、彼れ眞に蜂蟻の斧を以て龍軍に當るものと雖も又將た遲疑する所にあらざれば、將官の腰間一道の電光閃めくや、萬雷の轟鳴條ち起りて、砲烟の雲、彈丸の雨、六合晦々として山岳震動し、朝鮮王宮の光化門前も見と修羅場と化し去りたり、接戦未だ二十分ならざるに、彼等早くも潰走して銃砲軍旗は地に委積し、死屍は路頭に累々たるを見る我兵北ぐるを追ふて遂に城内に突入せり、此事變に因も公使は一時入關を休止したり

光化門前に砲聲起るや、事なきに苦しむ王城周囲の我警備兵は、迎春、迎秋の兩門より或は牆壁に攀ぢ或は關鎖を毀ち東西一齊鼓噪して進み、若し車端開けたる時は、豫め此三面より進み入るの期約はありたるなり

光化門前の陣



朝鮮王城景福宮の圖



此三門より進み入りたる後の實況は、事王宮内に係るを以て、軍隊の外は普通常人の探知し得ざる所なるが當時獨り日本新聞社の特派員某氏は或る便宜を得て王宮内に入り込み、交戦の顛末及び戦後の状況を實見したりと云ふ、其通信左の如し

王城中我軍隊(此處三字削)

光化門を入りたる兵は専ら王宮の中央を搜索しつゝ進むこととし、興禮門甲政門より勤王殿に出で、再び進んで思政殿、萬春殿、千秋殿を搜索し、尙進んで禧五門を潜り欽政閣、廣社閣、延吉宮に出で、廣臨門より轉じて月接門、乾成宮に出で、長安堂、觀文閣、協吉堂、集賢齋を搜索しつゝ神武門より芝生の廣場に進みたり
次に迎秋門より入りたる兵は慶會樓を過ぎ、辰居門、維亨門より細路神武門に出で、是れ亦廣場を指して進みたり

而して迎春門の方は、猶迎秋門の兵と同じく王宮の側面を搜索しつゝ、三春門より隆武堂に入込みたり、而して右三門より進みたる兵は、芝生の廣場に進むまでは多少韓兵の發砲したるものなきにあらざりしも、差したる交戦もなくして廣場に出でたるもの、如し

韓兵苦戦の場所

此日の事變に韓兵の苦戦したる狀あるは、三春門内を以て稍と甚しと爲す、門内に入りて隆武堂左右の廊下

を見るに、履は階上に在り冠は地に委して家具散亂たり、同所には韓兵二人の死骸横りあるを見たり、一は鼻を貫かれ他は胸部に出血して斃れ居たり、飯米四五升程磨きたる釜に載せて打捨置きたるを見れば、韓兵は正しく飯前にてありしならんぞ云々

眞の交戦地

此日眞の交戦地と目すべきは、神武門外七八町程の芝生に在りたり、同處は隆武隆文の兩堂と觀豐殿の間に圍まれたる所に於て、我兵の三春門より進みて此廣場に出るや、處々より集まりて一團となりたる韓兵は、我兵の到るを待ち受けたるもの、如く一處に小銃を發射せり、右の發射は我兵の側面に當りたれば、彼に取つては非常の利便を得たるや疑ひなし

危かりし五分間

此廣場の交戦中に我兵に取りて最も危かりしは、圖中觀稼門外に十餘人の韓兵在りて、二門の大砲を動かしたる一事なり、我兵は進んで其四人を斃し十人前後を走らし、扱て其砲を檢するに二門とも爆裂彈にて、一門は既に裝藥を畢りたるもの、如くならずし、若し我兵の到ること五分間遅かりせば、多少の死傷は必ず免れざりしならんぞ危かりし五分の間

韓兵屏を越て逃がる

韓兵は後の山の中腹に據りて暫時支へたるも、今は敵すべからざるを知り、銃を棄て屏を越て皆三角山に逃

げ込みたり、余も山の中腹に逃げて姿を匿さんとす
二人の韓兵を見たり

韓兵の數

未だ詳かならざるも五六百に餘りしことは無論なるべ
し、而して其半數は戦はずして砲聲の起ると共に逃早
く逃げ出せり

國王の御座

事變の當時及其後とも、國王殿下及大院君其外の人々
は、國中▲の宮殿に在らせらる、同宮に出入する入口
は獨り雍和門あるのみ、宮名は今之を逸す

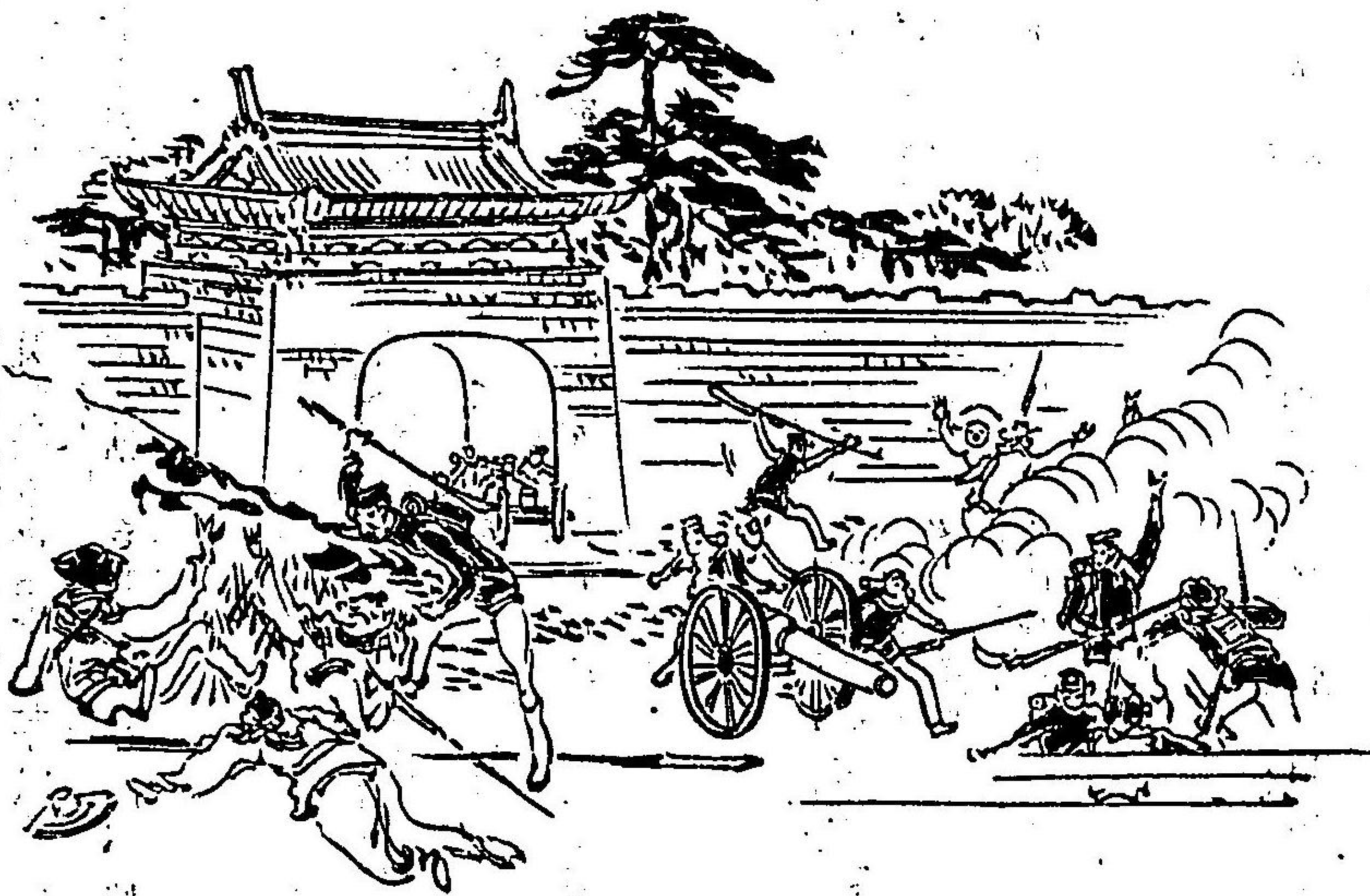
彼我の死傷

韓兵三十六人、我兵死口一人

大院君入闕始末

以上の如く王城は全く我兵の守る所となれり、(以上)
却説又大院君入闕の始末は如何と云ふに、元來朝鮮國

朝鮮兵退軍を大てし砲臺を奪ふ



王殿下は我勸告を是認し、之が實行を望ませらるゝこと深かりしと雖も、補佐官たる閔族の頑冥なる王命に
背きて清國に結託し、國家の廢滅を賭して一身の利益のみ之れ計り、自から主權者たる位置に立つて專恣横
行名狀すべからざるのみならず、終には清國に教唆せられて我國に抗敵もし兼ねまじき有様を呈するに至り
しかば、最早捨置難しとの思召にて、事變の前日(廿二日)前項既に述べたる如く、密使を以て大政に關す
る内旨を大院君及び我大島公使に通知せられたるなり、此内旨に接するや二十三日午前二時頃、我公使館員
某氏第一着に大院君の邸を訪問し、三時半頃に至りて在京城の有志者岡本柳之助種積實二郎の兩氏は、七八
名の志士を携へ、通辯鈴木某を俱して是亦入邸し、交々入闕を勸告せり、同四時に垂んとする頃、一天掻き
曇りて大雨俄に到り殆ど車軸を流す計りなり、此時龍山より來着せる一隊即ち前項述べたる護衛兵の分派は
國王の内旨を囑み大院君保護として漸く着邸せり、是に於て我有志者、勸説益す切なりしも、君は躊躇して
尙ほ決せず、其間殆ど一時間に及ぶ、既にして嘗て捕盜廳に抑留せられたる大院君の續族鄭某を女輿に乗
らしめ、何者とも知れず大院君の許へ送り込むものあり、斯の如くにして在再決せず十一時頃に至りたるに
突然

國家危急の際なれば一刻も早く宮廷に來りて孤を輔佐めれ
どの王命を囑みたる宮使は在めり、是に於て大院君も今は猶豫すべきにあらざれば、
余は親なれば子の爲めに盡すべきは勿論の事なり

とて勇躍して乗輿を命じ、我軍隊に護衛せられて宮廷に急がれたり

國王殿下と大院君とは正に是れ父子恩愛の間にありながら、常に専横なる閔族の爲めに阻隔せられて、晴れて生平を打語りの歡會を得ざること茲に數年、殊に昨年以來は一切其會合を遮断せられたるを以て、殿下は朝夕雲明宮の方を望みて徒らに御衣を濡ほすのみなりしが、當日大院君の参内せらるゝや、親しく襟端まで出て迎はれ、暫時黝然として老顔を見上げ、只涙の雨眼に溢るゝのみにして復た一言の出づるなかりしが、やがて兩手を以て君の兩腕を抱き上げ、喜色滿面奥殿に入らんとし給へば、世子義和宮も亦君の袖に縋りて涙と共に隨ひ入り給へり、此体を目撃したる我將士は、何れも遠征の式衣を濡ほしたりといふ

大院君は先づ鮮政改革に關する方法を具さに奏議した

大院君父子面會



るに、國王殿下は今日の事全く寡人不徳の致す所なりとて、大院君の奏議を嘉納し、直ちに政權を委託し給ひたり、是に於て大院君は急使を發して、金宏集、趙秉世、金英壽、申正熙、鄭範朝、安嗣壽、趙秉限、趙義淵、金炳始、李鍾健等十名の重臣に至急参内を命じたりしに、即時召に應じて参内したるは、金宏集、申正熙、安嗣壽、趙義淵、李鍾健の五名のみなりしも、先づ評議して大政委任の理由としては、國事多端の今日に當り、殿下は兎角健康充分ならざるを以て、當分の内大院君に委任すと云へることとなりたり、

大鳥公使朝鮮政府の保護を托せらる

既にして一時入關を休止したる我大鳥公使の参内ありしかば、大院君は王命を以て、清國との關係を一變して獨立の實を擧げ、一般の改革を實行する爲め總ての保護を請ふの大體に就き大鳥公使に囑托する所ありたり、而して此保護の意味は最も廣くして、清國の干渉を拒絶して獨立の實を擧げ、政府の全權を掌握する閔族を退けて改革を實行するといふ範圍内に於ては、勿論在韓清兵の國外放逐より、將來或は發生すべき内亂の鎮撫等、凡そ朝鮮の獨立と改革に因て生ずる内外の事件に對し、最後の保護を求めんとするにありて繁雜極まる次第なれども、斯の如きは豫め我政府の期し居たる事なれば、公使は直ちに之を承諾し、同日午後二時過ぎ國王と大院君より優渥なる謝辭を受けて歸館したり

大鳥公使の保護を托せらるゝや斯くの如くなる上は、我に於て親軍統營衛の引渡を求むるは最も必須の事柄たり、何となれば該營の韓兵等は閔族指揮の下に立つものなるにより、新政府保安の爲めには一時も等閑に

附すべからざるものなればなり、該營は舊王城昌德宮の後に在り、此日午後二時過ぎ、中、福田の兩大尉此處に向ひたるに、案の如く在營の韓兵等は我兵の入るを拒みたり、是に於て福田大尉は南門より中大尉は北門より攻入り、僅かに五分間の發砲にて之を振り、我兵傷者一名、韓兵死亡十五名、小銃千餘挺、大砲十七門、韓鐵及軍馬若干は我兵の獲る所となり、朝來二回の小戦に光化門に獲たる刀劍六十、小銃五十挺、古砲八門と此捕獲品とを合せて、午前十時より輸卒をして龍山なる我兵站監部に運搬せしむるもの陸續引きも切らざりし、此捕獲品は分捕せしにあらざりして、唯危険の虞ある物品なれば、暫らく我軍隊に預かり置くに止まりしなり

當日午後三時後に至りては最早平穩と言はんより寧ろ寂寥たる有様となりて、唯朝鮮古來の因習として國家事變ある毎に人民を警戒懸撫の爲め揭示せらるゝ貼札のみ廳屋と目立ちたり、此日我兵王城に入るや直ちに揭示せる貼札は左の如し

通諭事

古通諭事段惟我

聖上仁德如天、但奸邪滿朝、聖蔽聰明、馴致今日之塗炭也、至窮則變、理之當然、今以事迎國太公執政、賊千載一時、昇平之日也、惟我大小民人勿生疑感、一心樂從也、

右通諭事京城會子

大朝鮮開國五百三年甲午六月 日

此一事變は遂に閣族政府斃れて大院君の新政府起り、新陳代謝の面目は左の二諭書に因て發表せられ又實行せらるゝの効果を來せり

韓王新政の諭書

傳曰、三王不同禮、五帝不同樂、禮樂因時制宜、况政治乎、願成邦介在東亞樞要之地、萎靡不振、職由政治之頹墮素亂不思變通乎、夫謀國之道用人爲先、其四色偏黨之色、一切打破、不拘門地惟賢惟才是舉、凡內治外務、務從時宜、大小臣子各修養發之義克相、予寡昧以新政治、丞圖保國安民之策可也、即ち此諭書に因て叙任せられたる新任官は

- | | | | | | |
|---------|-----|---------|-----|------|-----|
| 官憲廳堂上 | 魚允中 | 兵曹判書 | 金鶴錄 | 壯衛使 | 趙義淵 |
| 統禦使兼統衛使 | 申正熙 | 總衛使兼經理使 | 李鳳儀 | 左捕將 | 李元會 |
| 右保安 | 安嗣壽 | 外務協辦 | 金嘉鎮 | 外務參議 | 俞吉潯 |
| 江華留守 | 金允植 | 全羅監使 | 朴齊純 | 別軍職 | 鄭鵬 |
| 別軍職 | 洪啓薰 | 春川留守 | 李奎奭 | 都承旨 | 金宗漢 |
| 外務門主事 | 命和朴 | | | | |

諸閔黜罰の諭書

傳曰、虐民則負國、民不聊生、何以爲國。一世喧傳難掩其跡、左贊成閔泳駿專事聚斂、歸怨肥己、此不可尋常處之、遠惡島安置、前統制使閔炳植、貪罪無所不至、流毒遍及隣境、遠惡島安置、前統制使閔應植、殺營而多變更、抽稅而招物議、絕島定配、前開城留守金世基、殊虐而起民擾、倖違而壞廉、遠惡島定配、慶州府尹閔致憲、屢典而濫分、溪壑焉無厭、遠地定配、此予所以爲生靈、亦所以保世臣之苦心、并令即速舉行

即此論書に因て黜罰せられたる者は

- 前左贊成 閔泳駿……………遠惡島安置
- 前統制使 閔應植……………絕島定配
- 前慶州府尹 閔致憲……………遠地定配
- 前統制使 閔炳植……………遠惡島安置
- 前開城留守 金世基……………遠惡島定配

是れ七月廿三日朝鮮京城に於ける一革命の結着なりとす

○豐島海戰

○日清開戦前の交渉要畧

朝鮮内亂の危殆に迫るや、清國先づ六月八日を以て兵を牙山に出し、我國尋で同月十二日を以て兵を京城に進じ、共に天津條約第三項に因りたるものなり、

日清兩國の兵朝鮮に上陸するや端なく内亂は鎮定したり、而して此鎮定は消滅的鎮定にあらざりて休止的鎮定なるが故に、我政府は根柢より朝鮮の獨立を保持する爲め、特に清國政府に向つて協議を試みたるに、清國政府は斷然之を拒絶したるのみならず、内亂鎮定を口實として交々撤兵せんことを要求するに至りたり(發端妥協文主旨参照)

然れども我政府の出兵は、既に一時の鎮定を見て直ちに撤兵するが如き輕々たる出兵にあらざれば、清國若し我協議に應じて共同一致朝鮮獨立の保護に盡力することを肯せざるべきは、最早清國は朝鮮保護に於ける我々の共同權を自から放棄したるものなれば、我は之を門外漢と看做して處理せざるべからざるは必然の勢なるが故に、清國政府、明かに我協議を拒絶するや、斷然獨力を以て其任に當り、門外漢たる清國の要求は我預かる所にあらざりし、此大任に必要なる我軍隊は依然朝鮮に留守することをなしたり

我軍隊は實に以上の必要に因り留守すれば、與國友邦の危殆を同憂し、附けて以て獨立の名實を擧げしめんとするの責任を荷へる正々堂々の義兵なり、然るに清國政府も亦牙山の兵を其儘撤退せずして、宛然我軍隊と敵視對峙の位置に立たしむるに至りたり、是れ果して如何なる必要に由るか内亂は既に鎮定したり、我協議は斷然拒絶したり、蓋し畢竟清國政府は、兩國一齊に撤兵して内亂鎮定の功は自國之を專らにし、以て年來の異圖を此一舉に退かせんとするの第一策は、我國信義の妨ぐる所となりたるを以て、遂に強情にも兵力を以て其貪婪を果さんとするの第二策に出たるなり、即ち朝鮮の内亂を奇貨とし、乘じて以て眞の一屬國

と爲らんと欲するに至りたるなり
 是に於て我政府より清國政府に向つて協議を求めたる朝鮮問題の結果は、明かに我美譽と彼の安寧と、我兵と彼の食兵とを判別するに至りたり、然るに彼れ尙ほ自家の醜を装ひて、我撤兵せざるを詰問的に照會し來りて曰く

貴國の撤兵せられざる理由は貴代理公使より親しく聞知すも雖も改めて公文にて其理由を管示せられんことを望む

彼れ眞に豚を抱いて自から鼻を忘るゝもの、我政府は最早これに答ふる必要を見ざるも、特に

苟も出兵するには出兵するの權利あり必要ありて之を爲したり貴國に對しては當初隣誼を重んじ朝鮮の將來に關し特に協議を試みたるに貴國は理由なく之を排斥せられたれば此排斥の爲めに將來何等の事態を生ずるも其責任一に貴國に歸す(この趣旨にて公文は發端に在り)

との回答を爲したり、然るに彼れ益々奇難なる照會を齎らし來りて曰く

日清兩國交渉中萬一の不虞を防護する爲め我軍艦は貴國の開港に入らしめざるに付き貴國軍艦も亦我江蘇浙江、福建、廣東の開港に入らざるを望む若し入泊の必要あらば港外に投錨せられたし

彼れ我との平和は未だ破毀せられざるなり、唯我朝鮮に對する信義の行爲に對して妨害を加ふる場合に限り友邦蒼生の不幸を陷穽中に救済する爲め、斬魔の劍は握つて我三軍號銃の手に在るのみ、何ぞ之を措て直ち

に危害を彼に加へんや、彼の危懼心は彼の貪婪心より然るなり、乃ち之に答へて曰く

我政府は明治十四年日清貿易章程に據り互に開港に往來するの明文に依り必要あるに應じて何時にても貴國開港に出入するものなり、殊に日清は未だ交戦したるにあらざれば、我國は右の條約により平和の間は隨意に貴國開港に出入するの權利を有す

斯くの如くにして我寛懷宏度は洒々落落未だ清國軍艦を雖も諸外國軍艦と一般、海上相會する時には相當の排諷的行爲を缺かさりに、此照會應答を爲せし七月十七日の後八日即ち廿五日、我國民の最も記憶を要すべき日清の戦端は、俄然朝鮮豐島沖に於て彼より開かれたり

海戦の履端

七月廿五日午前七時、我巡洋艦吉野、浪速、秋津洲の三艦は仁川に向つて航行し、沖合より南陽灣を望みて航入せんとする時、清艦二隻烟を捲きて灣唇牙山の方より進み來るを見る、蓋し彼艦は清遠號並に廣乙號にして、同國軍艦操江號が清兵搭載の運送船高陞號を護衛して、大沽を發し牙山に向ひ來るを迎へんが爲め沖合に航進し來りしなり、既にして彼我の軍艦相接近し豐島の沖シヨバイチール島邊に出會したるに依り、我軍艦の一隻は例に依て將旗を掲げ相當の禮式を施したるに、彼れは禮式を表せざるのみならず、忽ち戦闘の準備を爲し我に向つて敵意を示す、咄是れ無禮至極なり、此意志決して赦すべからず、更らに戰略眼光を放ちて彼の艦隻を集むれば、砲口は悉く開かれたり、彼れは射程を睨めつゝあり、是れ所謂危機一髪、此に

至りては最早躊躇するの時にあらず、見渡せば海面狭隘にして進退操縦に便ならざるなり、我三艦は少しく南西の沖合に轉ずるや、敵の二艦は早くも般般轟々我に對して砲撃し來れり、艦の最も近づけるものは其距離三百メートルに過ぎず、轉舞の間で筒烟は豊島一帯の海面を深鎖し、波濤洶湧して膝々浪々日輪爲めに光を失ふ、彼我の五艦は一進一退、互に烈しく砲撃すること一時二十分、此間濟遠の動作快速敏敏頗る觀るに足るものあり、然れども驍猛活敏なる我三艦に如何ぞ久しく當るべき、廣乙先ず我數彈を被りて東方の海岸に却走し、濟遠は直隸海灣に向つて逃走せり

吉野艦濟遠號を追撃す

濟遠號の逃走するや、我吉野艦は疾風の勢もて之を追撃せしかば、彼れは且つ走り且つ發砲せしが、固より周章狼狽の際なれば一も我艦に命中することなく、或は遠く空を掠めて我艦の後へに落ち、或は我艦の前面に落ちて徒らに海水を飛散せしむるのみなりしか、之れに反して我吉野より發する砲丸は一も虚彈なく、先づ彼が艏部を打貫き、帆樫を撃折し、船体各部に損傷を與へて、今や一丸にて沈没せんとしたるが、彼れは死物狂ひとなりて淺瀬暗礁の嫌ひなく逃走せしにより吉野は遺憾ながら追窮せずして引上げたり、後日芝罘なる支那ガゼットの通信に曰く、同號は餘程劇しく砲撃されたものと見へ、其大砲は大概破壊され、前面機械砲の砲座の如きは粉微塵に打碎かれ、水兵の死傷も亦甚だ多く、流血所々に點々として實に慘憺を極めたり云々



秋津洲艦廣乙號を追ふ

廣乙號が我數彈を被ひりて東方の海岸に逃走するや、速力著しく減じて譬へば馬車に後足を曳かれたる犬の如き有様となりしが、我秋津洲艦の追撃に遇つて忽ち姿を小島嶼の間に隠したり、抑も牙山仁川間に打撃ける海岸は、數多の小嶼星羅棋峙し、長堤曲浦相連り、前面には海岸を距る數丁の處に一帶の淺灘點在して、海淺く暗礁多く大船は到底其間を航行し得べからず、斯くの如く逃げ場所には好都合の地なれば、進退維れ谷まりたる廣乙號は、倉皇狼狽其船体を捨るよと見わしが一帶の淺灘を潜り入り岸邊に沿つて姿を隠せり、我艦此体を見て續いて乗り入らんとせしが、何分廣乙號に併する大艦なれば其意に任せず、到底廣乙は自滅を免かれざる境界に陥りしものなれば、遂に其儘見遁がしたりしが案の如く同艦は見る間に海邊なる沙石の上に乗り上げ、やがて炎々たる猛火の中に包まれたり、

此海戦の翌々廿七日早朝に於て、我軍艦高千穂、及び摩耶より端艇を發して之を檢視せしめたるに、其報告に曰く、廣乙はカロリンの西隣なる淺灘上に破船し居れり、同艦は一等水雷砲艦、速力十七海里にして十二珣グループ式速射砲三門、六斤速射砲四門、及び機關砲數門の外水雷發射管四箇を備へしが、火藥庫破裂の爲め艦体の多分は浸水し、充分之を檢視するに由なし蓋し我軍艦の爲め其要部を撃破せられて、周章遁走の結果終に淺灘に乗り上げ保護の術なく、乗員は自から火藥庫に火して逃走せるものか、或は要部を砲撃せられ爲めに取りたる火引て火藥庫を破裂せしめたるものなり、乃ち其木部は多く焼失し、又艦首より大凡三分

の二の處中折して半ば水に浸る、艦内上甲板は鋼骨を現はし、其十二珊砲は尙ほ實用に堪ゆるが如し、右舷側砲の側に死屍累々として、艦橋下に於ける司令塔内の如きは羅鐵盤、信號旗等粉碎して慘狀を極め、中に一個の立屍あり蓋し艦長ならんか、其他處々に死屍ありて臭氣殊に甚しかりし、又下甲板に於ても數多の死屍あるを知れるも、浸水の爲め詳算することを得ず我軍艦より發彈着は頗る精確を證するに足るものありて、其儘かに水面上に出でたる部分のみにて、大砲彈を受けたる跡十個處に及び、此他小口徑連射砲等々の破壊力又た實に大なるを見る、端艇は之に乗じ遁たるを以て、其三隻は陸岸に漂着し居るを認めたり

秋津洲艦操江號を捕獲す

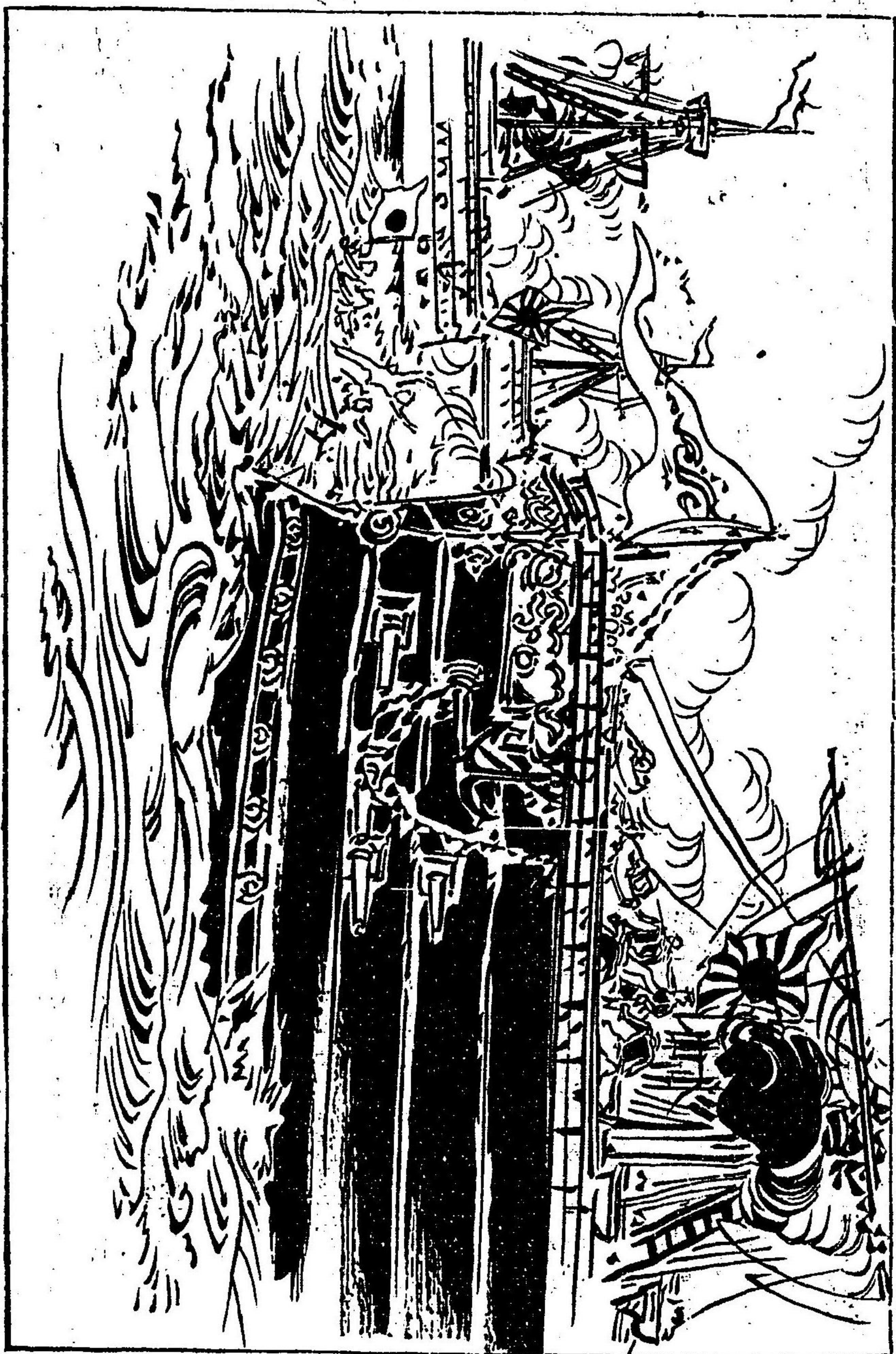
當日清國軍艦操江號は清兵一千百人を搭載したる運送船高陸號を護衛して牙山に向ひ航進中、豊島近傍に至

廣乙號敗走之狀



りたるは午前八時三十分にして、恰も彼我海戦の開くるに會き、是に於てか濟遠廣乙を助けて我に當る、既にして二艦東西に通る、此時操江は抗せんと欲するも艦力相如かず、走らんと欲するも速力相及ばず、若し強て抵抗せば徒らに海底の濠府とならんのみ、忽ち白旗を艦頭に掲げて降伏を告せり、我秋津洲艦は餘りに其朋甲斐なきを怪しみ、或は如何なる詐謀あるやも知るべからずとて、水雷を用意し砲門を開きイザと云はば一發の下に打沈むるの準備を爲し、短艇を卸して一人の士官は十數名の水兵を隨がへ充分に注意して操江號の甲板に打上れば、操江號の乗組員は艦長を始め一同甲板上に整列し拜拱して出迎ひ、艦長は我將校に敬禮しつゝ先其帶剣を捧げたり、是にて降参の儀式を終りたれば、艦長王永發以下八十餘名の俘虜と、其軍器兵糧等悉く我艦に収め、操江號の檣頭には我軍艦旗を翻へして、ヤガテ秋津洲艦長は吉野浪速の二艦に對して、敵艦降伏其艦長我艦に在り、該艦は我兵員之と運轉し其武器は相當の處置を爲す云々と信號せり

因に記す、操江號乗組員は艦長王永發以下八十二人なりしが、中に丁抹人シユレンヌデッドなるものあり、是丁人は元來電信技師にして清國へ雇附せられたる期限は本年三月を以て満ると雖も、未だ解約もせず其僅清政府に従事し居り當時の渡輪も矢張り電信の用務なりしが、二十五日豐島の大戦に操江號勢ひ窮まりて、今は降参の外なしと云ふ場合に清將等は計の出る所を知らず、首を絞めて吐息を漏らし我等若し日本に降らば耳や切られん鼻や削れん、去りてて敗れて故國に歸らば蘇軾は到底免かれざるべしとて、一同蒼顔大息の折柄、件の丁人は否々日本は東洋の一大文明國、諸君が降ればとて何ぞ耳鼻を截るの權を加ふべけん



やと懇々切々降参の利を説きたるより流石の清人も疑ひ半ば融け扱ては素朴に降参することになりといふ
 艦長王永發の官は参將にして我海軍中將に相當し位は從二位なり、以下の士官は、大副一孫成盛、二副一徐
 忠鳳、三副一王生才、大傳一石徳行、二傳一包振瑞、三傳一鮑忠林、管事一方長春、先生一三人共總て十一
 人なり

浪速艦高陞號を轟沈す。

當日吉野艦は濟遠號を追ひ、秋津洲は廣乙號を追撃し且つ操江號を捕拿するや、浪速艦は其間に運兵船高陞
 號の端なく我艦前に現はるゝを見て、其力なく死地に就くが如くなるを視るに忍びず信號一揮遙に之に止
 まれと命じたり、此殿命に接したる此船の艦長は如何か惶懼せざらんや、直ちに樞頭に降旗を掲げ頓て進
 行を停止したり、仍て我艦は更に『投錨せよ』と信號し高陞號は亦應じ従へり、而して我艦少しく去らんと
 するや、高陞號は『進行すべきや』と信號したるに、我艦は『進止自から擇べ』と信號したり、こは高陞號
 に向つてするにあらざして我國旗及び白旗を掲げたるものに對して爲せる信號なり
 斯くの如くにして我艦より人見大尉を同船に遣り、船長ガルスウオーシー氏に面會し船艙證書の一閱を求め
 しめたるに、船長は仔細なく之に應じぬ、續て人見大尉より序を追ふて問ふ所あり、船長遂一之に應答した
 り、其答辭の要旨は左の如し
 本船は支那印度航海會社所有汽船にして船號は高陞清國軍兵を運送する爲めに清政府に雇はれたり、出發

地は太沽にして到着地は牙山なり、搭載せる清兵の數は凡る千百人、銃器は小銃若干あるのみ、船中貯蓄
 の石炭は凡そ二百噸にして七日間を支ふべし、清水凡そ三十噸僅かに二日の用に過ぎず

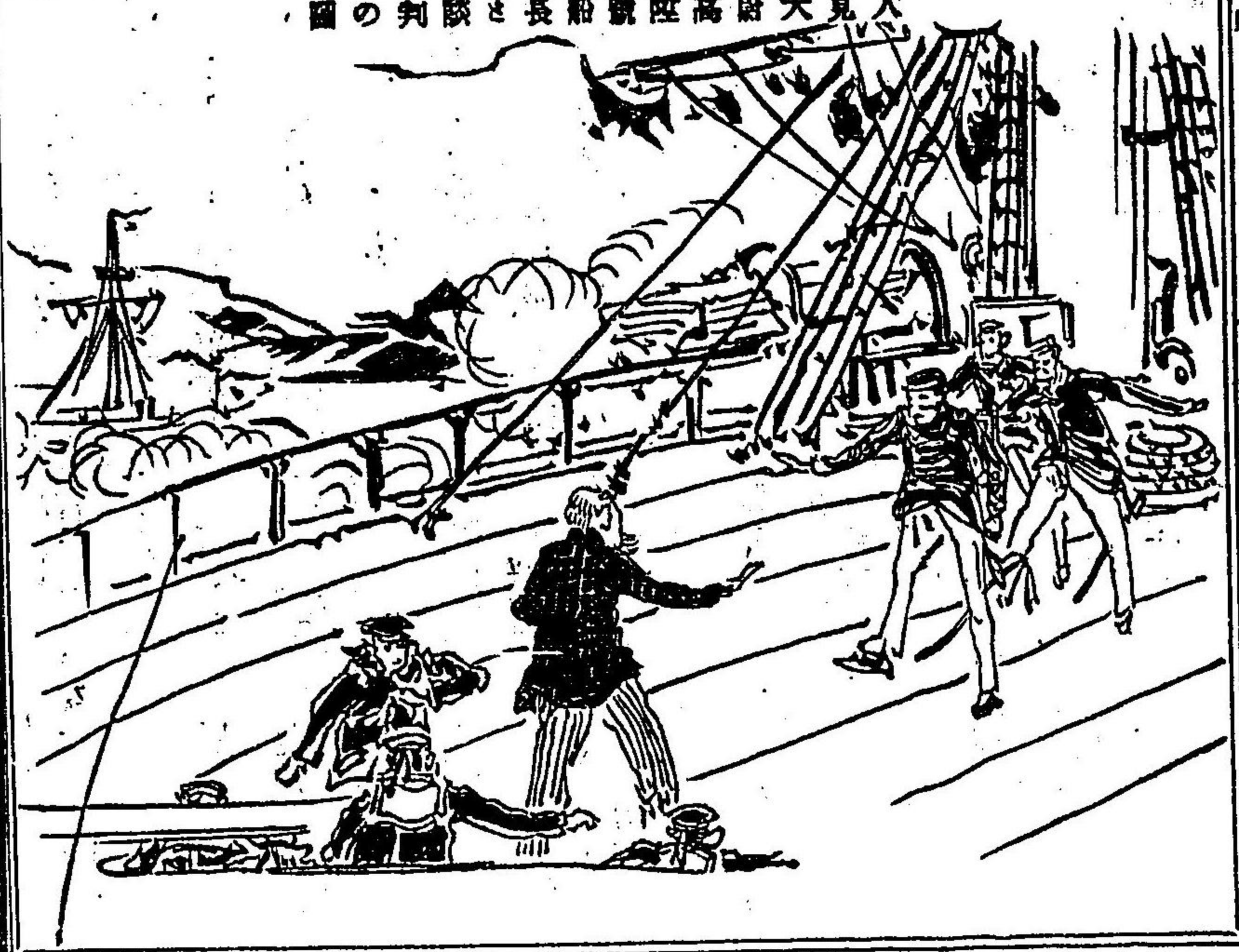
人見大尉は此管辭を聞き下り我艦に從ひ來るやと問はたるに、船長は貴命從かのみと答へたり、是に於て同
 大尉は本艦に歸り協議する所ありて更に『投錨せよ』と信號しけるに、『請ふ端艇を送れ協議する所あらんと
 欲す』と信號したれば、我艦よりは再び端艇を高陞號に送り、又人見大尉をして舷門に於て高陞號艦長に
 面會し端艇を要する所以を質しめたるに、船長は自分は貴命に應せんを欲するも、清將は拒みて自分とし
 て應せしめず、且つ清兵は外國船に乗り込み居り、其外國船の太沽を出發する頃までは宣戰のことなかりし
 を以て、今は寧ろ引戻さんといふに在りて、同大尉は歸艦の後信號を以て何分の返答すべしと約して互に別
 れたり

此時高陞號に清の客將漢納根なるものあり、彼は元と普國人にして父は獨逸の士官たり、嘗て獨逸兵學校
 に於て専ら建築造船の學を修め、清國政府に聘せられて旅順其他樞要なる軍港の砲臺は皆彼が手に成り、李
 鴻章幕下に參して久しく李の殊遇を受けたるものなり、當時高陞號に乗船せしも全く牙山の砲臺建築用なり
 したる拘はらず、李が特別の紹介を以て船長には普通旅客なりと伴はり乗じ最後に上船したり、然れども船
 長以下乗組外人は皆彼れが巧みに清語を操りて清將は殆ど其の知己ならざるはなきのみならず、常に清將等
 の相談相手となり時として指揮者となるの有様なりしより、清國陸軍には深き關係を有することを知得せり、

而して彼れは務めて其關係なきを装ひ船長等の爲めに
 は常に通辯の勞を取り、且つ自から游泳の達者なるこ
 とを誇りて紛らし居りしが、其我人見大尉と船長と
 兩度の對談を爲し、再び我艦より投錨を命ずるや、彼れ
 自から主動者となりて清兵を煽動し、痴味なる清將等
 は之に激せられて皆曰く、日本人勇勁と雖も恐らくは
 乗員三百位ならん、我は殆ど之に四倍して千百人餘の
 兵勇あり、焉んぞ彼れに降らんやと遂に我に對抗の意
 を決せり、而して船長以下の我命に應じて投錨せんと
 するや、清兵等は銃を船長等に擲して百方之を拒み、
 遂に船長等をして再び我艦より短艇の派遣を請はしむ
 るに至れり

斯くて人見大尉は我艦に歸り、高陸號の船中履雜甚
 しくして我に對抗の意を示せしより、我艦は船長等に
 向つて『直に船を去れ』と信號したるに『我々は去る

人見大尉高陸號船長と談判の圖



ことを許さず』と信號し、應答期々の如くして果てしなれば、我艦は前橋頭に碇を掛け、最後の
 注意を以て我ら『直に船を去れ』と信號したるに、此種体相合の機運に接したる船長は、乗員清將等の眼裏を
 顧るに違なく、乗員一同を甲板に立たしめ、悉く身を躍らして海中に投じた、之を見る清兵等は一時に小
 銃を以て船長等を亂射したりしが程なく我艦より打出したる大砲は高陸の艦首に命中して小山の倒るゝが如
 く沈没し、見る／＼千百人余の清兵等は南陽海底の薄層を化じ去りたり

高陸號乗組員は、船長ガルスウチル、一等士官デヴィス、ダンフリン、二等士官ジョセフ、ワメンス。
 三等士官ナスニール、ウエーク。一等機関手ウキマリ、エルド。二等機関手ダブリー、エル、ケレ
 ー。三等機関手ゼーブリモア。運轉手ルカス、エヴァンゲリス。同ダレ、アツチラン。同ビドロ
 ー、アリアリー。同ドンシーの十一名なりしが、其海中に投するや我艦よりは應に救命艇を發して物色せ
 しめたるも、船長ホルスウチル、一等士官ダンフリン、及び後頭部を銃撃せられたる運轉手エヴァンゲ
 リスタの三名を救ひ上げたるまで、其後は皆清兵襲撃の爲めに溺命したりしなり、現にエヴァンゲリ
 スタが游泳中二等運轉手のアツチランが、嗚呼天耶手れ撃れたる(Oh God, I am shot)と高く叫びたるを聞き
 たりといふ、而して彼の漢納根はこれ等の危険もなく彼が得意とする游泳術を以て目指す場所を離れず
 るを得たる由なり

後日末松法制局長官が其筋の命を受け、倭世保に至りて高陸號沈没に關する調査の報告書は當時の状況

見るが如し、即ち其要を摘録して参考に資す。

第一號 一等運轉手の鎮守府職員の質問に對する答書より抄出

余は二十五日火曜日朝、船長及び三等運轉手共に甲板に在りて見張せり、我船のシヨバイウル島に接近する時、一隻の日本軍艦より信號を以て進行を停止せられ、即ち直ちに船を駐止し其趣を日本軍艦に信號せり、日本軍艦より再び信號を以て投錨せよと命ず、我船亦命の如くす、此時右の日本軍艦は他の二隻の日本軍艦と商議の爲め他方に航進せり、此時船長ガルスウナルジー余をして信號を以つて我艦の航行し得べきやを日本軍艦に問はしむ、日本軍艦はヒーヴ、オーア、テーク、ゼ、コンセクエンセスと答へたり、暫時にして浪速歸り短艇一隻を送り來り、其尋問士官我船の書類を檢査して浪速に歸れり、是に於て浪速は信號を掲げ、直ちに錨鎖を切り若しくは錨を掲げ我に隨行せよと命せり、此信號は大に支那兵をして激昂せしめ、其將官は脅迫を以て斷然船長の日本軍艦の命に従ふを拒めり、此時將官は一支那兵に命じて行跡者たらしめ又彈丸を裝填したる銃を掲げたる兵士を余及び船長の背後に立たしむるに至る、依て我等は「短艇を送れ面談すべきことあり」と浪速に信號せり、浪速は「直ちに送る」と答へ短艇一隻に前回の士官を載せて舷側に至る、支那將官は余の船長と日本士官との會見に立會するを許さざりし、然れども船長は支那に歸航せんことを請求したるなりと聞く、船長は浪速に歸り浪速は「船を去れ」と信號を掲げたり、我船は再び「予等は許されず短艇を送れ」と信號す、浪速は之に答へて「我船は來り能はず」

と信號せり、是時に於て支那兵は掲揚せる信號の意味を知らんと欲し、我等の様子を推考すべき時間を得んとし、又支那兵の我等に同意するものあるを防がんと努めたり、我等は支那兵に臨るに日本軍艦の命令を乞ひつゝある趣を以てせり、此時浪速は數回演習を鳴らし終に其前哨に赤旗を掲げたり、時に我船の士官は皆船橋に集り機關部員にも事變に對する準備を爲さんことを言送り、既にして浪速水雷一發を放ち續て舷側砲を發射せり、余は支那兵の暴舉を避けんが爲め此時を以て身を海中に投せり、而して海面に浮び出たる時支那兵の爲めに射撃せられたり、余は遂に浪速に泳ぎ付き其端艇に救ひ上げられたり、此短艇は歐洲人を救ふ爲めに他の一短艇と共に發せられたるものなり

○同書文中支那將官は其時如何なる命令を發したりやとの問に對する答は左の如し

兵士に彈藥及び小銃を與へ、護衛兵に命ずるに若し浪速に隨行し或は船を棄て去らんとする徴候あらば、直ちに我等を射殺すべしとの事を以てせり

第二號 一等運轉手の陳述書より抄出

浪速艦の命令に對する支那人の抵抗の状況に關し、一層詳細の陳述を要せらるゝに付更に左に陳述す
支那將官は信號の説明を受くるや、斷然余等か命令に服従することを拒みたり、而して余等か其處置の愚なるを論じたるや、彼等余等の生命を脅かし、番人を附し余等に於て浪速艦の命令に服従するか、或は自身本船を去るか如きことあらば、直ちに之をして余等を銃殺せしめんとしたり、又本船一名の機關手の

官に依れば、機關手は機關室に入ることゝ妨げられたりと。

第三號 船長の陳述書より抄出

浪速艦乗組員にして、高陞號押収の爲め短艇を差向くるに於ては、支那兵は必ず彼等を射撃したることと
余は確信す

第四號 一等運轉手の陳述書より抄出

愚考に依れば、日本短艇にして本船押収の目的を以て再び本船に近づくことあらば、船中の支那人は暴力
を以て之に抵抗したることは最も確かなり。

第五號 船長の陳述書より抄出

水中に於て余の周圍に雨注したる彈丸は、船中より支那人の發銃したるものなることは、單に浪速艦の位
置其艦員の彈丸として余に到達することを見るを以て見るも明かなるのみならず、余は現に支那兵の
余に發銃せる者を見たり、余に對し發銃したる彈丸の數を以て見れば、余が運轉手機關手及び接針手は、
支那兵の發銃したる銃丸に依り殺されたる者あるは、甚だ事實に近きものと思はざるを得ず。

第六號 一等運轉手の陳述書より抄出

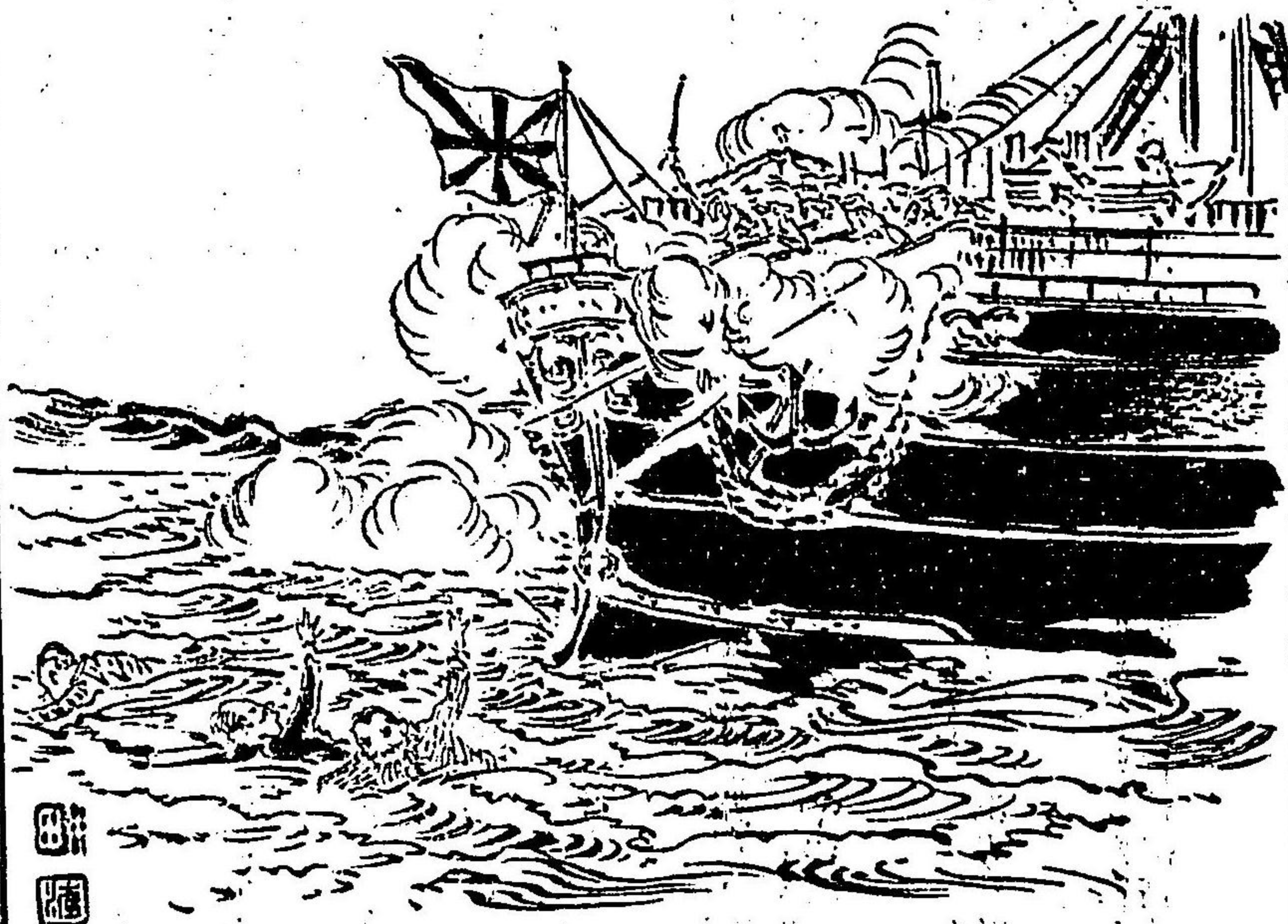
水中に投げたる歐洲人に對し、支那人の發銃したる數を以て見れば、歐洲人中陸に墜する以前射撃せられ
たるものあるを恐る。

余の水中に在りて高陞號より泳ぎ去らんとするに際し、船中の支那人は余に發銃したり、是れ單に浪速
高陞兩船に對する余の位置より見て明かなるのみ
ならず、(其位置よりするに浪速の彈丸なれば余が上
を超過すべければなり)余は僅かに支那人甲板及
び下甲板の舷窓より發銃するを見受けたり

第七號 接針手の陳述書より抄出

余は甲板上の非常水桶を見て以て、余が生命を保護
するに足れりと思ひ、直に之を冠りて水中に飛込
みたり、此時支那人は五六挺の小銃を以て舷窓より
余に撃掛けたり、余は當るに負傷死に至るべき所な
るを僅かに逃れたれども、一發の彈丸余の頸部を貫
けり、余は遂に氣絶したり、余の感傷の復するや、
余はスパニヤ人なり余はスパニヤ人なり、余を救へ

支那兵船長以下の外射を撃つ



余を救へと呼び、直ちに一短艇に救上げられたり、此れ日本艦に属する短艇なりき、余の救上げられたる時に際し、短艇乗組の士官は最早歐洲人は居らざるやと呼び尋ねたれども、余は疲勞甚しくして、之に答ふることを得ざりき、余は第一に救はれたる外國人にして、引續き船長其次に運轉手も亦救上げられたり

第八號 高陞號船長の陳述書より抄出

高陞號の旅客フオンハンツケン氏は獨逸人なりと思はる、氏は本船が太沽を抜錨せんとする間に乗込みたり、氏は本船に至るや、氏は余に向ひ氏の乗船を待ち居りしやと問ふ、余は氏が乗船あることを知らざりし旨を答ふ、是に於て彼れはフオンハンツケンなることを名乗り、總督より高陞號に乗り込み朝鮮に行くの許可を得たることを話せり

氏は乗込の支那將官及び其他の支那士官と航海中談話すること多し、此れ自然余をして彼の余に對し、更に支那將官に關係せしと話したるに拘はらず、支那將官の事務を何等かの關係を有するものなるやの疑を起さしめたり、氏は余と支那人との間の通譯者たり

フオンハンツケン氏は身體大且健康なり、高陞號沈没後最終に彼を見たるときは、共に水中にありし時にて、氏は余より遙か前きに進み居りたれば、蓋し泳でシヨバイウル島に達せしならん

余が始めてフオンハンツケン氏の名を聞きたるは、一千八百八十七年にして、氏は當時旅順口造船所建築受會社の主幹たり

第九號 一等運轉手の陳述書より抄出

高陞號乗込の歐人にして、船員に屬せざるもの、中に一名の紳士あり、余は其獨逸人なるを信ず、其姿勢を以て見れば軍人なるが如し、彼は余に對し單に自己の快樂の爲め朝鮮に行く旅客なりと稱するも、乗組の支那士官と相知るものなること明かなり、彼は善く支那語を話せり、余は船用其他の爲め本船の或る部分に兵士の出入を禁ずる等、其他種々の事件にて支那兵に望む所あるに當り、屢々彼れに依頼したることあり、彼は常に余の望む如くに其事を遂行せり、彼は浪速艦の發砲せんとする前に、支那將官と秘密の談合を爲せり、余が最終に彼を見たるときは、彼れはシヨバイウル島の方角に向つて遙かに進めり、彼れは威勢能く且つ巧に泳げり、彼れは一見四十歳前後にして丈は高く髪髯黒く慥かに軍人の姿勢あり、

第十號 按針手の陳述書より抄出

船中に一名の旅客あり、余は其日耳曼人なることを信ず、彼は不斷武官と談話せり、本船には他に二名の眞の支那將官ありしと雖も、彼も亦支那將官の一種なりと思考す

第十一號 船長の陳述書より抄出

余は船舶雇入契約書の文言に依り、支那日本間開戦の期に臨まば、高陞號は支那政府に引渡し、歐洲人の士官は船を去るべき約定なることを了知せり

以上船長以下の陳述に據れば、客將漢納根が陰險なる教唆は殊に憎むべしと雖も、復た二將官の我艦より懸

驚なる論命あるにも拘はらず明りに報奴の饒舌に乗せられて無謀にも其安舉を遂行するに躊躇せざる野蠻
 味の處置は寧ろ憚りに堪へたりと謂ふべし、然れども彼れの安舉は畢竟我を輕侮するに因る、茲に一九を
 向けて千餘の豚膚に引導を渡す復た快哉と稱すべきなり、此二將官は頭品頂戴記名提督統領大沽防兵親軍
 隊水雷等營直隸天津總鎮守使太沽協鎮果勇巴圖魯羅榮光、及び命記名提督軍門鎮守直隸通永等處地方總鎮
 統領通永馬步練仁義防雷等營施勇巴圖魯吳育仁と云ふ名義のみ嚴格しき官位を有する者なりしといへば、
 二人共に我陸軍少將格に相當す、此將官にして此愚を學ぶ支那の兵事知るべきのみ、而して當日の海戦に
 は我艦異狀なく又一人の負傷者なかりしなり

呼豊島の役、滿清の失體無禮は遂に其窮極に達したりと謂ふべし、平和の破綻、開戦の履端は實に彼より
 發排して、彼が暴戻不法は彼れ自から世界萬國に呈露したり、我軍は義高名正しき下に立つて此驕兵暴師
 を懲へ、一船を屠り一艦を捕へ、二艦を擊破して殆ど醜類ならしめんとするに至る、其間僅かに一時二十
 分未だ一大快戦と稱すべからざるも、正に一大快戦と稱すべし、明治廿七年八月一日、征清の 大昭快
 するの前七日、先づ此軍神の血祭を爲して「君が代」の凱歌は南陽の朝風に和して洋々々々囀はれたり、事の成
 敗は其始めに據ると、今日我陸海軍の連戦連勝は其とに以る哉



日本 暁

皇族方の御奮闘

皇族方の御奮闘あらせらるゝ事は、皇々承る處にして、
 既に有栖川大將宮殿下は、大誠に従て廣島に御滞在
 あらせられ、小松大將宮殿下又頼りに征清軍に加はら
 んとの御希望あらせらるゝやに承る、而して閣院宮
 殿下は第一軍司令部附として、今は北進の陣中に在す
 どの御事なるが、尙去八月廿六日歐米諸國の御漫遊を
 終らせられて御歸朝あらせられし小松若宮殿下は、御
 歸朝前より既に征清軍に従はんとの御希望を申出でら
 れ「此場合身を皇族に列するもの一死以つて國に盡さ
 ずんばならず、皇族の一人や二人打死するの覺悟なく
 んば何ぞ外敵を制壓するを得んや」など御物語あらせ
 られしこともあり、又當時横須賀に在す有栖川若宮殿
 下の如きも頻りに戦地に赴かんとの御希望抱かせらる
 る由に承る、我皇室の御社業と我國威の隆盛に赴く
 豈偶然ならんや

聯合艦隊司令長官伊東中將の略歴

去る九月十七日海洋島海戦に大勝を得て頓に名譽を博
 したる我聯合艦隊司令長官海軍中將伊東祐亨氏の略
 歴を聞かば、氏は元薩藩士にして現任貴族院議員豫備
 海軍中將伊東祐氏の実弟なり、文久年間英艦來りて
 薩海を砲撃するや、氏は深く海軍の必要を認め、將來
 薩軍に身を托せんと欲し奮然志を立て薩の英學校に
 入る所に入りて業を修む、時に今の司法大臣芳川顯
 正氏漂泊して薩藩に來る、氏即ち芳川氏を自宅に延き
 就て學ぶ所あり、後又天下の形勢に感じて私に藩を脱
 し江戸に入り、四方有志の徒と交はる此時に當て幕府
 大に氏等を物色す、一夕氏は品川の妓樓に遊び、寮浦
 園の下に抜刀を布きて豫め捕吏の來るに備ふ、夜半
 果して五六の捕吏座敷に闖入し來る、氏躍起大喝長劍
 を振り血路を開いて逃れ去る、後三四の士と紅葉山な
 る幕府の金庫を襲ひしことあり、遂に去て米國に遊學
 す、維新の際救されて歸國し國師の海戦以來海軍に従
 事し今日の地位に至る、平生職務に勉強し、其司令長

官の職にあるや、時々深夜に突然艦隊を點呼し、各艦を巡視するなど、壯年の將校も其熱心に感ずる程なりといふ

○故陸軍中尉細井有順君傳

君は舊加州藩士にして安政四年十月二日金澤市三社五人町に生る、明治九年五月陸軍教導團に入り、卒業の後佐長に擧げられ次で曹長に進む、翌十年西南の役起るや征討軍團附を以て戦地に出張を命ぜられ、九州各地に轉戦して大に勳功あり、十八年五月少尉に任じ、廿一年十一月中尉に昇進す、此間君多くは陸軍幼年學校及び戸山學校教官の任に在りて、兩校學生の蒸陶には鮮なからざる功勞を効せり、今回日清干戈を交ふるに至るや、君亦た擢てられて韓地に渡り、成勳の役展々危険を冒して敵情を偵察し大に奇功を奏せりといふ尋て平壤合戦の際には、君歩兵第廿一聯隊小隊長を以て大島少將の部下に在りしか、船橋里の一戦敵軍専ら精銳を此處に集めて殊死防戦し、我軍頗る難色あり、此時君銳意挺身して其部下を勵まし、勇往猛進敵を縦横に殺倒して深く敵地に入りしが、遂に敵兵の認知す

る所となり彈丸雨飛君の一身に注ぎ、然れども益々勇を鼓して奮戦突撃する中一丸忽ち空を掠めて來り君の腹部を洞す、流石の剛將も此急所の痛手を奈何せん、惜むべし殘念の一撃は遂に君今生の名譽となれり、享年實に三十七、君資性沈毅にして而かも温容人に接す、其幼年學校に在て生徒の蒸陶に従事するや、常に衷誠を以て之に對し大に衆生の願望を得たりといふ、嗚呼君の如きは生きて後進の模範を爲り、死して千載に芳名を留む、眞に有數の大丈夫といふべし

(以下二項參看)

○細井夫人の節操並に從卒の書簡

細井夫人名をささ子といふ府下麴町區飯田町内藤眞佐志氏の二女にして今年廿五歳なり、一女あり名は菊枝今年六歳なり、中尉の始めて渡韓の途に上りしは本年六月廿六日にして當時廣島に住せり、中尉は出發の際夫人に向ひ軍人の身で國家の爲に命を捨るは固より覺悟の前の事なれば今更悲しむべき事に非ず、又一旦渡韓せし上は再度の頼りも覺束なく且生死の程も固より計り難ければ、汝は一先家を仕舞て東京なる父上の許あらば賣めて爪なりとも遺物に送り與れよとの事を懇々申し附け置きたるが爲なりといふ

(前略) 此度の戦争にて殘念や中尉殿も戦死致され又鹽飽松太郎も討死致し候夫れは九月十五日午前七時頃なり中尉殿は右のソより腹に丸が當り其時眼鏡はストル時計指の爪を少しく取り候得共其時却致し敵は後より追撃致し其時爪は此處不解候其夜第三師團の兵は敵の後方より來り平壤を攻め取り候翌十六日敵は退却致し我が隊は平壤に入り其時小生中尉の死跡と共に寫眞を寫し候夫れより中尉殿の兩手の爪を取り又服を切り取り候死跡は小生が燒き林大尉殿は河村と云ふ元の從卒が燒き爪服骨は大隊本部に出し大隊より本國に送られたり爪と服とは小生持參致しても宜敷候得共小生本年歸るか明年歸るかかわからずして大隊本部に出し候其他の時計眼鏡ピストルは軍用カバンの中に入置候間左様御承知被下度候若し小生無事にて歸國致し候得ば御面會致して申上候若しあなた様方御歸京致されたならば小生歸國の後東京へ上り御面會致してこましく申上候若し御歸京致され候得ば東京の何所何番地と云ふ事を御

へ歸る可し、云ひ置く事は是れのみとて其儘宇品より乗船せり、其後夫人の許に達したる中尉の郵便は只京城よりの一回ありしのみ、其節も一言他事には及ばず、唯だ此度の戦争は随分永びく事と思へば、豫て出發の際申せし如く呉々も至急東京へ歸る可しとの事なりしが、夫人は尙も家を守りて其儘同地に在りたれど、急には戦争の片附く可き様子もなければ、九月十六日一旦家を片附け同家を出發せしが、此日は實に中尉殿の死の翌日なりけり、夫人は十九日の夜やうく賞家なる内藤氏方へ歸り着き未だ充分疲れを休む暇もなき折柄、夜半二時頃廣島より一通の電信來りて中尉殿死の事を報じけるに、何れも一旦は驚きたれど流石に夫人は豫て覺悟もあることなれば、心の中には千解の涙濁まくも、面には悲みの色だに現はさず、直ちに縁の黒髪切り放ちしは實に軍人の妻たるに恥ぢずといふべく、爾來専ら中尉の遺福を營み居りしが、爰に中尉の從卒福間藤太郎といへる一兵卒は中尉が最期の際までも附従ひしものにて會々左の一通の書翰を送り來り、文中爪の事を繰り返し書き記しあるは、中尉出發の際夫人が同人に依頼し、若し中尉に於て萬一の事

知せ被下度奉願候一寸御報申上候三井中尉殿も右足の指を御打たれ被成て我が中隊には士官は一名もなくして第四中隊より今木中尉殿が第二中隊へ來られ候

細井の御奥様

福岡藤太郎拜

○細井氏の令弟母堂を慰藉す

天城般乗組將校海軍大尉茶山豊也氏は細井中尉の實弟なり、左に掲ぐる書翰は當時氏が中尉の戦死を聞き母堂よし子に寄せて老の心を慰めたるものなり、讀來れば切なる母子兄弟が此世の哀れ、女々しからぬ筆の跡流石に軍人の氣象見えて勇ましくも亦なかなか字々涙の種なれ

世はいよく私どもの世と相なり朝鮮のさわぎより引續き支那征伐とす、我々軍人には一花咲かせん心地よき浮世に御座候
兄上様には此度の先手に御す、み被遊先頃成敗の取にも花々敷御一取引續き此度の御戦死一家の面目不過之候彌三郎(兎紫艦主計長にして豊也氏の弟)

子兒等御教育方御心づけ被下度候御老後御大儀に候へども此處一ツ勇氣を引立てしづかに御はかり被下度候私萬一の事有之候せつは茶山養母へも可然御通知被下度吳々も願上候(下略)

母上様

茶山豊也

○故陸軍大尉町田實義君傳

君は舊鹿兒島藩士にして嘉永五年八月鹿兒郡鹿兒島中村に生る、人と爲り勇毅豪邁にして且つ果敢の氣象に富み、事を執る勉勵なるに至りては人の驚く所たり、曾て野津中將と其細貫を同するを以て特に親炙私淑する所あり、戊辰役の君年尚ほ十七、中將率ゆる所の結髪軍に從つて常野の間に轉戦し、白河口の激戦の如き奮闘して頗る奇功を奏す、維新以後續て陸軍に從事し、明治五年二月陸軍教導團に入り、翌年五月病氣を以て一旦除隊となりしが、後更に海軍少尉に任せられ、進して海兵十番分隊長となる、程なく西南の事變起るや君陸軍少尉に轉任し、近衛歩兵第一聯隊附を以て戰地に出張し、肥薩の間に轉戦して屢々賊軍を苦しむ、君が右足の銃創は實に當時田原坂の激戦に奮闘して受

と云ひ私と云ひ足未だ戦の地に入らず後を取り候段すことにごんねん至極に奉存候まゝならぬ世とて彌三郎にても私にても兄上様にかはり度ものぞ存候得共戦場にては戦をゑらばす兄上の身ひとり芳ばしき名を留め被遊御したはしくも亦口惜しき事に存候兄上様には門出の折に已に御覺悟なされ候事とて後々の事共何かとぞりなく御仕置相成候わばなほ此上共萬一の折は御しめしめこれあり候事と存候(中略)まことにうらははづかしくあたらず武士を失ふたる次第に有之候母人様御なげきの程は御察し申上候得共今更立くも詮なき次第に御座候えは此上は後々の事と至極大事に心懸被下度勇士の跡をにこそぬ能くねんじ上候世は世とて士官の人はまことにあてにならずおまへ様には如何にも親切らしく見せ懸け内心は恐しき鬼の如き人すくなからず御一新又は西郷様の折にもかゝるためしはすくなくからず東京には儲なる御親類有之候えは(中略)別段御心配入らざる様なもの、世間は兎角心のまゝならず能く姉上と御相談世間の口には御かまひなき様くれくれねんじ上候(中略)

くる所なり、賊徒擧定の後功を以て中尉に任じ從七位勳六等に叙せらる、次で大尉に進み正七位勳五等に叙す、既にして廣島鎮守第十一聯隊中隊長に任命せられしは明治二十二年の頃なり、今回日清戦を開くや君早く渡韓して牙山の役既に顯著たる勳功あり、尋で九月十五日平壤進軍に際し君九旗團右翼隊に在りしが、最苦戦の衝に當りて挺身奮闘し遂に敵陣に命を預せり當日君が戦死の狀は實弟古澤中尉の書翰に詳かなり、其全文左に掲ぐ、勇猛激闘の光景目前見るか如し乃ち御兄上様御事乍残念平壤攻撃之際御戦死被遊候其概況を陳述せんに當日は第九旅團は右翼隊中央隊左翼隊の三區分に分ち平壤の敵を攻撃候處御兄上様は右翼隊より御出陣被遊候尤も當日右翼隊中央隊は苦戦にて我と敵を距ること廿米突許の處に於て激戦午前五時より午後三時頃迄彈丸雨の如し此際御兄上様は斑身散兵線に出で山下給養軍曹の銃を借り敵を射撃し被遊候折柄突然御兄上様の胸部(ミツオチ)之處に銃丸貫通候故に給養軍曹は其傷處に綿帯せんとするに御兄上様申さるゝ様是位の創に綿帯は無用なりと然れ共強て綿帯せんとする際再び肩に彈丸命

中す故に給養軍曹は從卒若官を呼びしに若官飛び來り中隊長(町田氏のこと)と呼び抱き上げんとす之際又々從卒彈丸に命中せられ御兄上様を救ふ能はず後方に退きたり彼是する内御兄上様には足部に亦たも飛丸來りたり然れ共勇氣決して弛まず給養軍曹の衛生隊に行きしを聞き「是位の創に」云つて笑ひ被居候其内衛生隊の擔架來り夫れに乗せ病院に送る途中余のポケットにある書は緊要の物なり取出せよ此の一言は御兄上様終焉の一語となれり之を取出すや否や絶命被遊候御勇戰の狀如斯に御座候是れ固より軍人の常に御座候

於平壤 吉澤 正治
嗚呼君既に國に殉じて今や只軍刀に班々たる血痕を留むるのみ、然れども此忠汗義旗は長く日清戰史と君の名譽忠節を表彰して溼滅するの期なかるべし

○川崎軍曹の大功

平壤合戦前中和に在りし我斥候隊は、八月一日頃より平壤近く忍び入り、夜窺に大同江を渡つて精兵の設置せる郵便電信局を破壊せんと欲し、一日の夜渡舟場に流の岸頭微かに敵舟一艘の碇繋しあるを認めしかば、得たりと彈丸を射し之を奪ひ悠然として歸り來たり南岸に在つて其の砲聲を聞き安否如何にぞ氣遣ひ居りし我斥候兵之を見るや一同手を拍つて其剛膽と勇氣とを噴賞し、一同(十騎計)直ちに之に打ち乗り、イザ清兵を取押さぐれんと已に準備を整へて渡り掛けしも早や東天白み渡り地上の萬物漸く其姿を顯はし來りしを以て其意を得ずして引き取りたり、切て同夜よりは清兵北岸の警戒益々嚴重を加へ、五六日にして衛兵六七千の多きに達せり、依つて我斥候隊は中和に在つて敵の動靜を覗ひつゝありしに、十九日の夜衆皆寢に就き將に華胥に入らんとせし折柄、吶喊の聲遠に起り敵兵二百餘四方より來り圍ひ、驚破清兵の不意撃ちぞと一同隙起鋒を揃へて突進せしも、我兵僅かに十騎計り衆寡既に敵せざるに、敵は尚ほ不意の襲撃に出づ、我兵如何に勇猛なりと雖も勝敗の數既に定まる矣、奮戦激闘する事霎時にして我兵死傷する者數名、竹内少尉は挺身銃鎗を揮つて一方の圍を破り衆をして退却せし

到りしに舟一隻も見ず、衆皆江の上下に手を分つて捜索し、漸く一隻の漁舟を得て一同喜躍勇往數名の我兵は直ちに之に飛乗りて北岸に赴かんせしに、烟霧深く江を封じて渡るとを得ず、依て其夜は遺憾ながら其儘引取り、翌二日は深く敵情を探りて三日の夜再び大同江に到る、同夜は最早一隻の渡舟無し、我斥候隊中速り雄の面々は大同江大なりと雖も何程の事かあると、或は馬を江に乗り入れて佐々木高綱を學ばんとするもあり、或は軍服を脱ぎを遅しと裸體水に飛び込みて彼岸に達せんとするもあり、然れども時已に霖雨の候に當り、濁流滾々黒浪を捲き水勢極めて映く、故を以て何れも皆其の目的を達するを得ず中途にして引返へせり、時に一人の下士官あり、裸體劍を口にして江に投じ、滔々たる奔流を物の如くせし手切つて泳ぎ行く、其勇氣鋭勇も爲めに避易せんす有様なり、下士官は同夜四更二千メートル餘の大江を難なく泳ぎ渡りて北岸に達し、一息つきし程も無く霹靂一聲天を劈きし響砲と共に今迄寂莫たりし岸上より俄に彈丸雨の如く飛來るにぞ、コハ敵に覺られしか片時も猶豫すべきに非らずと、前後左右に眼を配ばりしに、其の上

めんとせしも、不幸敵丸に當りて馬より落ち顛りに後へくと指揮したり、此時此際彈丸又た飛び來つて前に流を亂して渡りし下士官乗馬の腹部を貫く、乗馬爲に驚れ下士官は其の拍子に鞍馬に片足を敷かれ、引抜かんせし力足らずして蠢動を居る内、敵兵愈々迫り來る、アワヤ右の下士官は豚尾銃槍の鏢と化せんせしに、今は最早是れ迄なりと倒れたる下士官は馬を楯にピストル取直し、必死となり敵兵目掛けて頻りに連射し、少しく色めくを見て漸く敷かれたる足を引抜き、サーベルを掉つて敵軍に突入し、縦横無盡に難き立てければ、二百の清兵唯獨りの此の下士官の爲めに斬り惱まされ、忽ち退軍ラッパを吹き鳴らして引去りたり、此の激闘の際下士官は三ヶ所迄軍服を打ち貫かれたれども、身に微傷たも蒙らざりしは實に天運とこそ申すべけれ、此の下士官名は川崎伊勢雄、高知縣土佐郡鴨田村の人、嚮に教導團を卒業して今は軍曹の職に在る者壯なる哉

櫻花壇

○八月十一日 勅使從一位公爵九條道孝來奉幣 神宮奏告宣戰謹紀

至尊建皇極 續統緒 八紘 育物對時茂 重離敷文明 百靈效感格 萬國望祥禎 仁實若天覆 懷柔推至誠 啓勝朝鮮國 提挈等孤嬰 函容捐細故 帝曰謙斯亨 彼清挾狡 詭計凶杼 橫槍乘其積弱 勢利其威 黨官貨其土匪 起濫掠援爲名 我論以大義 彼頑妄辯 撥騷實不測 師往護我氓 帝恐擾不辜 欲哉丈人貞 彼凶母忌憚 暴戾敗齊盟 開炮襲我艦 虎威貪自擧 海若笑飲弄 破碎洪濤碎 沈溺千百人 瞬息餉飢餓 詔下宜中外 聖武神鬼驚 風雲撼地軸 雷霆揚天聲 將士致憤重 匹馬不嘶鳴 淮勒如破竹 倏報牙山平 將帥變服竄 鎗殺收戈旌 此胡足追究 我武匪殲 國民聽王懷 有如在湖 結伴爭先後 上書請長纜 國家有常制 工民有常生 培養富強源 其從爾農耕 帝命天地應 肅殺行秋令 甘泉夜奏捷 侍從傳涼更 衆瞻依 魏闕銀河待 洗兵 與樹金風振 璇宮玉露晶 后妃至仁惠 竊窺思遠征 報公義至大 爲察家室情 毋乃殆

痼重我薄給市綳皇哀益惕厲 日御大本營 勿謂萬里外 敵情一一呈於予念大孝 敢除貽謀宏 乃 勅臣道孝 汝往祀宗 克復乎平和 謹弘日光榮 臣職在祝史 齋戒視 奕盛 閱宮儀多秘 屏息聞 詔談 自慚文弱質 徒有葵藿 傾 感德敢母紀 大業期 合併 神祐啓其謀 天健合其行 聖壽萬萬 六合式廓清 脩辭斥淫哇 敢擬朱絃鳴 庶幾 備 饒吹待告 大功成

○園居夏夜

梅潭 杉 浦 誠

庭有數竿竹 吾廬夏仍寒 清風受然響 懸滴青琅 竹影 忽生地 新月升 林端皎皎中天朗 沈沈夜色闌 隣樓笛聲 動翠簾 園 畫欄 不似畫吹角 萬軍營 幸酸 編想漢陽口 壯 士磨鐵肝 不知夜夜月 幾人撫劍看

○從軍行 送六谷 嚴夜 初辭

雨山 長 尾 甲

飲馬鴨綠江 洗刀渤海灣 戎衣出凶門 百戰不敢願 生 還將軍數 誇肉 壯士撫劍舞 徑當席卷四百州 雖林不 足用我武 神州使者勞 應軍 何爲籌策一殷勤 禦侮在 無敵 臨敵莫稽留 稽留恐有禍 機伏側 身北望望雲愁

○聞家兄率兵將赴朝鮮賦此遙寄

雲心 太 鴻 景 陽

敵王所慨何忠烈 箕子山川忽流血 碾車轟轟碾 百雷疑 是天崩地亦裂 宜戰大詔出 廟堂 皇威國光益發揚 水犀十 萬蔽海下 六鎮 赫氣激昂 君今練兵九州野 權規看月 輟門下 意氣鬱勃不可禁 欲向沙場驅鐵馬 捷書忽報 陷牙山 膠粉壘豐島灣 此事一達九重上 天顏有喜痛 酒頰 惟願 裁軍國事 宵衣旰食勞 聖意四海誰不仰 皇 猷若生感 極齊揮淚 西望嶺山渺烽煙 殺聲斷香鼓角傳 金鷄動章入 誰手 劍氣光芒衝九天 羽書有急從 征戰自 此商參不相見 我今附君百鍊秋水刀 君亦與我一發神 臂箭 人間若能得七生 與君世世爲弟兄 同胞同心同 國 鶴鶴原頭一片情 鐵蹄蹴亂鴨綠水 勇士眼中無城壘 馬革裹屍真丈夫 誓報萬世一系之天子

○蘇雞林近事

東陵 石 田 羊

伐鼓 蘇雞林 日夜羽書馳 隣邦空恃山河誓 咸里 誰憂社稷危 沙上黃雲連 驟動 城頭畫角帶秋吹 我 皇 軫 念 弊 懲 策 不 使 邊 庭 劫 馬 窺

○園居夏夜

黃村 向 山 榮

小園無百畝 茅屋僅一椽 高梧與修竹 亂裁 蕪風煙 夏天 不受暑 秋爽來 颯然 乘月可入至 對酌聯詩肩 寧知早 久 城中熱如煎 廟堂況多事 屢有警報傳 舉頭望西

阻 殺氣慘相纏 而我獨何幸 林居得靜便 靜便果誰力 全 憑 時 宰 賢 勳 業 無 古 今 夏 樂 有 後 先 九 重 近 滅 膳 三 軍 遠 成 邊 機 時 下 沛 雨 楚 氣 快 沈 沈

○拍案一長息

台 西 秋 原 西 嘯

久向天涯望軍耗 兵鼓一過氣吐豪 京城小戰真兒戲 笑 奪 銃 砲 在 鼠 逃 性 來 豚 虜 久 不 動 曠 日 只 恐 軍 氣 揚 飛 電 忽 接 海 戰 信 虜 獲 一 艘 沈 二 艘 南 陽 瀾 頭 當 雷 轟 叱 咤 風 雲 盪 寇 濟 千 五 百 兵 葬 魚 腹 寶 刀 元 來 不 復 育 拍 案 不 覺 起 呼 快 敵 盡 血 橫 赤 葡 萄 唯 恨 令 此 不 蚤 十 年 老 朋 尙 堪 提 日 本 刀

○親征供奉途上作 春歌

伊 藤 博 文

大露西巡秋九月 天開霜 揭朝曦 仰思神武東征事 不 問古今同一機

○征清供奉雜詩之一 泰山土方 久元

龍 軍 向 處 洲 歡 慶 全 國 可 知 士 氣 振 出 戰 軍 人 不 願 死 四 千 有 萬 見 精 神

○明治廿七年午九月十四日舊中秋也 拓同

人 五 六 賞 月 分 得 節 字

今年秋與常年別 依舊碧落水輪潔 天兵十萬今遠征 又

黃 石 翁

有龍輿出宮闕。老夫此夕招同朋。桂花香裡弄談屑。盃中時見金波搖。海外定知劍光徹。斗接黃州捷報來。一座欣躍浩歌發。乾坤振古用兵時。肅殺金風玉露節。

○甲午九月十四日小集。分韻得窓

岡本隨軒

誰弄風前鐵笛腔。放懷與客把杯缸。隔籬啾唧蟲音出。樹翻翻鵲影雙。醜虜已逃黃海道。懸軍忽度大同江。中秋非復尋常宴。半夜談兵一月窓。

○中秋晚晴閑雅集。分韻得字。此夕聞我兵度

大同江

福井學圃

列々仲商壯。庭林白露返。高樓下。其宵雅集延親舊。大月破梳雲。天支森列宿。一輪無古今。萬里清輝透。與激險形勢。共飲皇猷懋。六師向玄菟。鐵馬突馳驟。傳聞度大同。慘澹龍蛇圖。敵兵破竹中。倉皇安得救。料知秦凱近。溢喜酌醇酎。高歌欲投筆。千樹風颯々。

○同上得軍字

初山衣洲

塵尾玄談夜欲分。憑欄只覺桂花芬。幽音作意如留客。明月何心尚戀雲。此夜月酒國。吾徒據孤壘。誰不欲墨色。君已掃千軍。無端想到韓山役。劇討誰能奏偉勳。此日有報先成。○聞海軍海洋島提戰有作

小室 屈山

君不聞弘安紫海神風起。天事何必可期至。又不聞周郎赤壁燒北船。以古比今真見感。秋風渤海濤濤驚。蛟龍宮殿哭有聲。一擊唯須殲醜虜。日東戰艦大如城。霹靂劈空巨彈發。忽見虜船燒又沒。爛者弱者追怒潮。鯨鱗腹中葬萬卒。天兵破敵不誤機。恰似天斧摧朽枝。百戰百勝君休悔。仁義所存天用之。

○屈山仙史聞海軍大勝有作

香園 花史

海波渺。噴烟起。偵知敵艦自遠至。樺山將軍叱咤日軍進。擊沈快一鐵艦。艦在前敵衆驚。龍怒虎吼轟々聲。彈雨紛飛礮煙漲。鉄石心腸乃堅城。猛進衝圍機一發。洞貫敵艦我精沒。敵艦欲脚我艦沈。泛然分離亦倉卒。援軍電飛似神機。一瞬展開轉轉枝。敵艦盡破沈或焚。于思于思欲何之。

○安城渡 學海 依田 百川

砲聲轟。伏兵起。將軍奮勇激戰士。髮奴豈足懼。何不飛越一帶水。叱咤而來劍生風。一丸知電洞其胸。雖河其胸氣益奮。息已絕矣身不。嗚呼奈何淚氾濫。恨君不見牙山陷。

○天皇陛下御製

成歎役

頃は無月初めより 京城内なる我兵は 水原縣を指しつゝ 朝日に輝く日の旗を 押し立て出る雄々しさは 敵の有無を探らんと 斥候兵を出しつゝ 暗さは暗し闇の夜に 安城渡を押し渡り 成歎役の砲壘に 堅く守れる敵兵を たゞ一せいに撃破り 我勇猛の兵士は 彼我の屍を踏越わて 勇み勇みて進み行く 此處は牙山の本營を 進めや進め我軍の 鋭くうち出す砲撃に 守れる敵も亂れつゝ 苦もなく砲壘乗取りて 三たび凱歌を唱へけり 三たび凱歌を唱へけり

○朝鮮豐島近海の海戦に我軍艦三艘の勝軍を月雪花に よそへてよめる

靖國神社宮司 加茂 水穂

浪速 敵の運送船高陞號を打沈む

あた波をうちも沈めてなには江の 月の光りそかゝやきにける

秋津洲 敵艦操江號を捕獲す

三雪なす白旗とりて秋津洲 富士より高きいさを立てけり

吉野 敵艦濟遠を撃沈む

みよしのはけしき風にうちみだれ 散りうせにけんあた波の花

○平壤大勝利の歌

陸軍編輯官 横井 忠直

大同江は廣けれど 大城山は高けれど 忠勇無双の我軍は 苦もなく險へて進ける 險岫を待みし敵兵は 如何に膽をば冷しけん 皇國の兵士には 翼ありとや思ひけん 頃しも秋の十六夜の 月に閃めく日本刀 砲烟彈雨透間なく 平壤城を攻め圍む 多勢を待みし敵兵も 道なき隊は治まらず 暫し支へて防く間も 嵐に木の葉を亂れ散る 實に理りや昔より 仁義の師に敵はなく 光り正しき日の旗は 諸越までも輝けり 此勢に乘じなば 凱歌は近き内ならん 渤海灣は深くとも 北京の城は遠くとも

○黄海大捷の歌

海軍音楽隊作

我海軍はいち早く豊島沖に戦ひつ
又も浪路を蹴破りてつきしはイツコ威海衛
彼の北洋の艦隊は名のみ残して影もなく
我聯合の艦隊は海原廣し占めにけり
秋も半を過くる頃海軍の邊にて
端なく越る艦隊逐ひつ逐せつ彼の艦を
或は砕き又は焼き底の藻屑と成し果ぬ
其剛は黄海の波音高く響くなく
あはれ昨日は平壤の敵打拂ひ今日は又
艦の數々打沈め海陸並に進み行く
神の祐くる皇軍にいづれの敵か對ふべき
直隸海峽を越えて進めや進め順天府

○我海軍

歌詞 外山正一 作
樂曲 山田源一郎 作

(一) 朝日に輝く日の丸の旗
千島の果より沖繩までも 開闢の方異國の敵に
一度も今迄はこれぞし 貴き海岸守れや守れ
寄來る敵艦幾百あるも 千尋の底へと沈てしまへ

(二) 亞細亞又才き此島國に 天の恵で生れし者は
幼き時より海には出で、 暴風も恐れず波にも怖す
我をば攻とする者あらば 武勇を比ん怒濤の中に
寄來る敵艦幾百あるも 千尋の底へと沈て見せむ

(三) 風吹き浪立つ嵐の時も 妻子の爲には沖へと出て
命を惜まぬ日本男兒 何ぞや恐れん敵の軍艦
浪をば枕に死ぬるも覺悟 君あり國あり又墳墓あり
寄來る敵艦幾百あるも 千尋の底へと沈て見せむ

(四) 弱き船にて大海渡り 異國の海岸荒して廻り
鬼神なるぞと呼れし者は 大膽不敵の汝の祖先
彼より受たる武勇を以て 天晴れ守れや我が神國を
寄來る敵艦幾百あるも 千尋の底へと沈て見せむ

(五) 水雷大砲甲鐵艦を 自由に扱ふ非凡の手練
皇國に仇なす敵のあらば 萬里を隔る國なりとて
一々汝の力で懲らし 國旗の威威を天下に示せ
寄來る敵艦幾百あるも 千尋の底へと沈てしまへ

内外雜記

○靈鷲記

左の一行は陸に高千穂に遷る靈鷲の爲め伊東春記
官長の撰に成る御辭の全文なり

往昔 皇師の賊を討ち敵を勦すや靈鷲瑞を呈して克
捷の偉績を奏したるは史傳其蹟を絶たず、神武天皇長
嗣彦を討伐せらるゝの時神鸞弓の頂に止まり、金彩
爛然人目を眩し竟に大勝を、たまひしが如き最も神靈
の照著なるものとす、今茲甲午の秋黄海戦の後一羽の
雄鷹來て我軍艦の檣頭に止る事甚とに奇異なり臣日に
大本營に候し親しく此靈鷲を見るを得たり金降玉瓜刀
吻稜翹逸氣空を凌ぎ健骨杖に横はる一たび怒て博擊す
る時は則ち滿清四百餘州の鳥雀を恠死せしむるの風慨
あり洵に神俊なり初め我艦隊清國艦隊と黄海に
相遇ひ奮闘鏖戦午下より晡に迄り敵艦數隻を轟沈焚燬
し餘艦皆北竄す時已に○黒ならんとす突ち一物遙空よ
り遠勢を盤して下り我軍艦高千穂號の上に至りて廻旋
して去らず終に其大檣の頂に止まる靈鷲するに應なり
艦長海軍大佐野村貞水兵をして檣に躡り之を攀へしむ

而して彼鷹腦を垂れ平然として動かす自から喜で捕ら
へらるゝもの、如し是に於てか全艦驚諾以て神物と爲
し懇に之を畜はんとするも遇々肉餌の與ふべきなし衆
乃ち競て艦中の鼠を獵取し縋かに之が餌食に充つ餘勇
の勃勃たる亦以て見るべし後ち大同江に歸航し始めて
鮮肉を以て飼料と爲すを得たりと云ふ既に侍從武
官海軍少佐齋藤實 聖旨を銜て大同江口に抵り我艦隊
の勢を慰す高千穂艦長語るに靈鷲の事を以てす少佐聞
て之を異とし携て大本營に歸り狀を具して奏聞し恭し
く 天覽に供せり乃ち其止まる所の艦名を取り高千穂
と命名し留めて營中に飼養せらる

夫れ鷹隼は鳥の然悍勇武なるもの我朝仁徳天皇の四十
三年始めて百濟王の獻する所に係れり百濟は今の朝鮮
國にして當時我の王化に歸するものなり仁徳天皇は激
明寛仁躬を以て天下を率ゐたまひ聖帝の頌國史に燦然
たり且つ夫れ此島止まる所の艦名を高千穂とす高千穂
は天孫 瓊瓊杵尊降臨の始めに方り駐蹕あらせし名山
にして我か朝振古よりの靈城に屬す今我艦隊戦克つた
日此島來て高千穂の名ある敵艦の最高檣に止まり且つ
自から捕はれて大本營に來り翼を寶藏の下に毘むるこ

と豈偶然ならんや
恭て惟ふに我

皇上神武德邦の雄武に加ふるに仁徳懷遠の慈仁を體せられ以て隣邦朝鮮の孤弱を拯ひ大義を宇内に宣揚せられんが爲めに弊愆の師を出したまふ天意人心兩つながら相願應し、虎の臨む所驚立どころに分かる則ち靈應の下る焉々神明の炳燿を垂れ故らに奇瑞を顯はして以て前途の吉利を示明したまふに非ざるなきを知らんや、臣等才を以て明りに扈蹕の末班に居り此瞻目奇の靈祥に遭逢す轉た恐喜の至に堪へず茲に虔みて其顛末を記し以て異日史官の參核に資すと云爾

明治二十七年十月

内閣書記官長正四位勳二等臣伊東巳代治

○清帝宣戰の上諭

七月初一日奉 上諭、朝鮮爲我大清藩屏二百餘年、歲修職貢爲中外所共知、近十數年該國時多內亂、朝廷字小爲懷、疊次派兵前往戡定、前派員駐紮該國都城、隨時保護、本年四月間朝鮮又有土匪變亂、該國王請兵援剿、情詞迫切、當即諭李

鴻章發兵赴援、甫抵牙山匪徒星散。乃倭人無故添兵突入漢城、嗣又增兵萬餘、迫令朝鮮更革國政、種々要挾難以理諭。我朝撫綏藩服、其國內政事、向令自理、日本與朝鮮立約係屬與國、更每以重兵欺壓強令革政之理。各國公論、皆以日本師出無名不合情理、勸令撤兵和平商弁、乃竟悍然不顧、迄無成說反更陸續添兵、朝鮮百姓及中國商民、日加驚擾。是以添兵前往保護、並行至中途、突有倭船多隻、乘我不備、在牙山口外海面、開炮轟擊、傷我運船、變詐情形殊非意料所及。該國不遵條約、不守公法、任意鳴張、專行詭計、震開自彼、公論昭然、用特布告天下、俾曉然於朝廷辨理此事、實已仁至義盡、而倭人渝盟肇釁、無理已極、勢難再予姑息。著李鴻章、嚴飭派出各軍、迅速進剿、厚集雄師、陸續進發、以拯韓民於塗炭。前著沿江沿海各將軍督撫、及統兵大臣、整飭戎行、遇有倭人輪船駛入各口、即行迎頭痛擊、悉數殲除、毋得稍有退縮、致干罪戾。將此通諭知之。欽此

○大山陸軍大臣の訓諭

同大臣か其管下各團隊に發したる訓諭は左の如し
戰は國と國との戰にして、一個人互の恨あるにあらねば、たとひ敵なればとて傷を受けるか病にかかりたるものをいたはり救ふは人の常なり、故に文明の國々にては、戰時敵味方の別なく負傷者病者を救ひあふことを平時に於て約束す、所明ゼネーブ條約(一)に赤十字條約とも云ふ)是なり、我國にては明治十九年六月此條約に加盟せられ、我軍人は此約束によりて敵の負傷者病者に對して愛敬を加ふべき義務あることは常に教へを受けしことなれば、これを心とするは勿論なれども、清國の如き文明の化未だ治ねからざる國の兵は是等のことを知らざるが故に、我負傷者病者に對して暴戻の所行あらんも測りかたければ、此方にて充分の用意なかるべからず、又敵は如何に殘暴にして惡むべき所行あるにもせよ、此方にては文明の公法により、傷病者を救護し降参俘虜をば愛撫し、仁愛の心を以て之に對すべし、皆に負傷者のみならず我に敵せざるものは皆之に對するに

仁愛の心を以てせざるべからず、又敵の屍に對しても此心を以てすべし、故に文明國の戰に、敵將に對しても其官相當を以て之を敵に引渡せし美談あり、抑々我軍人は天皇陛下の御仁恵を心として、勇剛にして仁愛なることを汎く海外に表彰するは此時なり、一層此に注意すべし

明治廿七年

陸軍大臣 伯爵 大山 巖

○清將往復書簡の意譯文

左の諸書類は九月十六日我軍平壤を陥れたる時清軍より獲たるものなり
其一
奉軍總統廣東高州鎮總兵左寶貴の稟申書
平壤に進向する各營の起程日期に就き七月十八日(陰曆以下同)北洋大臣直轄總督一等伯李より左の示命を領せり
六月二十一日の稟報に依り統總兵(左寶貴)と指し率ひる步騎各營は已に二十三日に出發することを知悉す只統兵の兵力尙ほ微少なるを以て盛字軍の統總兵衛汝貴、毅字軍の統總兵馬玉崑に會同し和衷妥商相和して進發し駐軍、攻取其宜しきを待後路も尙ほ防禦を怠り可し聊か疎虞ある事なれ此旨回示す
總統奉軍清邊馬步營記名提督廣東高州鎮總兵 左 寶 貴

(譯者注)原名に宛名なし適し左譯費より葉志超に稟申したるものなり

其二

葉志超の答書

葉志超が盛子守軍の總統軍副都統陳阿に答へたる書信
諸將弟の請願を讀みし沿邊海防するは實に日軍太た多く隨時之を偵察監視するに我は百傷獲病の兵勇頗る少く始終保護せざる可らざるに因るものにして遂に遷延今日に至り始めて詳原に到着するを得たり午後四時に接したるに前に呈せる書翰は已に高覽を經て兵を出して迎せしめらる可しと垂愛の至周且つ至密なるを徴するに足れり感謝の情言盡すべし元來日を刻して平康に坐し諸兄と心中を暢談し并に李中堂周旋(直)按察使にして北洋總參謀を兼(任)盛官儀(天津海軍道にして北洋參謀を兼(任)袁世凱諸氏の愛護を慰むる所あらんと欲するも話十成、江自康、江自廉は北塘仁字副都統の大隊長にして吳育仁(北塘射擊軍の總指揮官の參謀なり)の副都統は今日尙は當地に到着せざるを以て之が到着を待ち理事を而論し弟は軍隊を率おて平壤に趣き更に日韓近日の情況を而語す可し日軍の風山を占領したるにより之を進撃すべしに就ては想ふに諸兄精銳と愛護は早已に箭運の速あらん何ぞ吾人の諒舌を俟たん茲く將軍の號令に従はばといふが如きは尤も弟の辭して敢て當らざる所なり隨で譯費を奉還し頂て譯費するなからんことを乞ふ勿を復囑し茲に稟安を頓す其は願承せよ不備

光緒二十七年七月二十一日亥刻 明治二十七年八月二十一日

厚齋仁兄軍門大人麾下

(厚齋は陳阿の號なり)

其三

袁玲より將官恩某に呈する稟申書

(恩は海軍總辦滿洲副都統恩祜なる可し)

謹て稟す十四日に進呈したる一書は既に高覽を經たる事と思考す其後將軍(盛)京將軍(祿)は李中堂より日本軍艦旅順口大連灣等を侵襲すとの電報を領せざるを以て牛莊海軍道副都統に轉令し直ちに水雷營を以て迅速に水雷を布設し以て敵艦の來侵を防禦せしめらる本營此命を領せしより迅速に其敷設に従事し水兵二十名の内利濟利涉、水雷敷設船)に四名を派し昨日又海軍道より遼江(水雷布設船)に五名を派せられ自餘の十一名を以て收放を行ふを以て復に人員の不足を感じ水雷兵の水雷を裝備し電報を延へ水雷を帶して遼江に人員の不足を以て下に當らざるなり目下既に布設したるは三群連にして一隊連に九水雷を結着し即ち地所には五百所海軍水雷三箇を結着せる二線を、中流には一千所の海軍水雷三箇を結着せる三線を、中道最深の所に一千五百所の海底水雷三箇を結着せる三線を布設したり以て敵艦の來侵を防禦するに足る可し十五日海關道より全州の副都統連署官馬氏の通知により將軍に日本軍艦の全州大孤山各港に來侵し發砲擲砲したる事を轉報し將軍大定欽差大臣(東三省總兵大臣海軍精詳定安)と協謀し八旗兵二營を全州大孤山に派遣して防禦せしめられたりとの邊報を得たり目下午莊に於て日本軍艦來航の時を海外に砲聲を聞くと口傳し人心震懼して定まらず然れども果して日本軍艦なるや否やは未だ確かならず此旨先づ稟報す

八月五日(明治二十七年九月四日)接取

袁 玲 敬具



日清 陸海軍武將鑑 全

上製 金拾錢 並製 金五錢

郵稅四冊迄貳錢 郵券代用不苦

軍國の干城たる我忠勇なる陸海軍武將の姓名官階位階役職及軍隊組織所在地軍艦馬力噸數等日清兩國を對照して一目明瞭精細なるは本書の本領なり軍國臣民たるもの一覽すべき寶鑑なり

外征美談

正價金拾錢 郵稅金貳錢 郵券代用不苦

平城の陥落黃海の劇戰一戰より猛烈を極む此間に於て我軍人の逸話美談豈少しとせんや此種の壯談壯語を網羅蒐集し之を天下に公にし以て大國民の元氣を鼓舞せんを尙ほ進て我軍が屍山血河の間に奮闘し北京城頭に旭旗を樹つるに至る軍旅中の美談は亦日ならずして讀者諸君の眸中に映せん其事實の精確新なる其行文の壯絶勇快なる讀者一度是を讀めば肉動き血告す乞ふ陸續御注文あらんとす

東京市芝區 十郎町十三番地 益世堂 東京市芝區 櫻川町三番地 榮山堂

石版刷 ●航海線路及里程圖入 ●堅厚洋紙 大判鮮明無類

八冊 全壹折

定價金拾錢 特別割引七錢 郵稅五部迄金貳錢 郵券代用不苦

石版刷 ●航海線路里程圖入 ●上等日本紙

右兩圖は實測明確航海線路里程、山河、港灣、鐵道、共に精細なり殊更清國の沿岸は一層調査周密なり又威海衛旅順口近傍其他戰場要地は別して明瞭に滿載し海陸關係等は色分け美麗に印刷せり今此戰時に當り三國關係形勢上の實用として本圖の右に出るものなし東洋開戦地の實況を知らんと欲せば本圖に就て其真狀を採求せられんとす

大日本帝國軍艦鑑全

定價金六拾錢 郵税金六錢

製本体裁 ● 横本和本様美麗高雅なり

今回の戦争に於ける我海軍の勲績は如何、豊島に敵艦四隻を討盡して朝の茶の子の俚歌一曲真に之を事實に見たり、更に黄海の一戦に至りては世界有名定遠鎮遠以下十二隻の大艦を逸へ撃つて其四隻を轟沈し餘艦或は焼き或は碎き東海の航權全く我に歸せしめたり、是に於てか世界の耳目爲めに舞動して彼のトラフアルガルの海戦に對比し、功績は一級ネルソンを冠して世界在て以來の奇捷と評す、我國の名譽も此に至て極まれりと謂ふべし、此大奇功を奏し此大名譽を博したる我軍艦は果して何れの軍艦ぞ、其名を聞て其物を見んと欲するは吾れ人共に切に望む所にして復た國民の知らざるべからざる所なり、本館茲に辛苦經營して黄海に於ける十二隻は勿論、尙ほ帝國軍艦悉く之を精美鮮麗なる硝子版寫眞畫と爲し以て江湖に頒たんとす、諸君幸に一本を購ふて萬代不磨の紀念に供せよ

朝鮮慶尙道興海縣令全良默君題辭
野村蕪園君編

袖珍 征清詩集

洋裝美本
正價拾錢
郵税貳錢

詩は鏡花の如く又水月の如く人生至情至感の反射影なり、故に其詩を以て其人を知るべく、國風を觀るべく、時勢を察すべく、人心の歸向を徵すべし、今や我皇上親しく三軍貔虎の師を驅つて宿年不恭の滿清を征し給ふ、豈千載每比の絶好大快事ならずや本書此時を以て世に出づ蓋し將々たる四千萬同胞の歡心と以て充填せらる、若し夫れ卷を解て高吟一番せば、氣韻萬丈怒ち生平幾多の塵慮刷振して拍案躍起快と呼ぶの概あるべきなり、又以て後昆に遺して千古に日本魂を呼動せしむべきなり、


發行所 榮山堂

東京市芝區櫻川町三番地

同市京橋區宗十郎町十三番地

大賣捌 益世館

三國明細全圖



日清韓三國明細全圖




繪入日清戰爭錄附錄

版權所有

明治廿七年十月三十日印刷 今年十一月二日發行

編輯者 野村常吉



⚓	+	P	•	◊	◉	◎	□	⊙	凡
開港場	城	旗	縣	散廳	直隸廳	散州	州	府	首府
山岳	河川	國界	省界	小路	大路	航路	未成鐵道	運河	邊柵城

明治廿七年十月三十日印刷
明治廿七年十一月三日發行

第壹經
定價金六錢



發行所

編輯者

發行者

印刷者

印刷所

東京市麹町區有樂町二丁目二番地寄留

野村常吉

東京市芝區櫻川町三番地

山口米吉

東京市芝區櫻川町三番地

榮山堂

東京市芝區南佐久間町三丁目十七番地

久米川治三郎

東京市京橋區宗十郎町十五番地

國文社

東京市京橋區宗十郎町十三番地

益世館

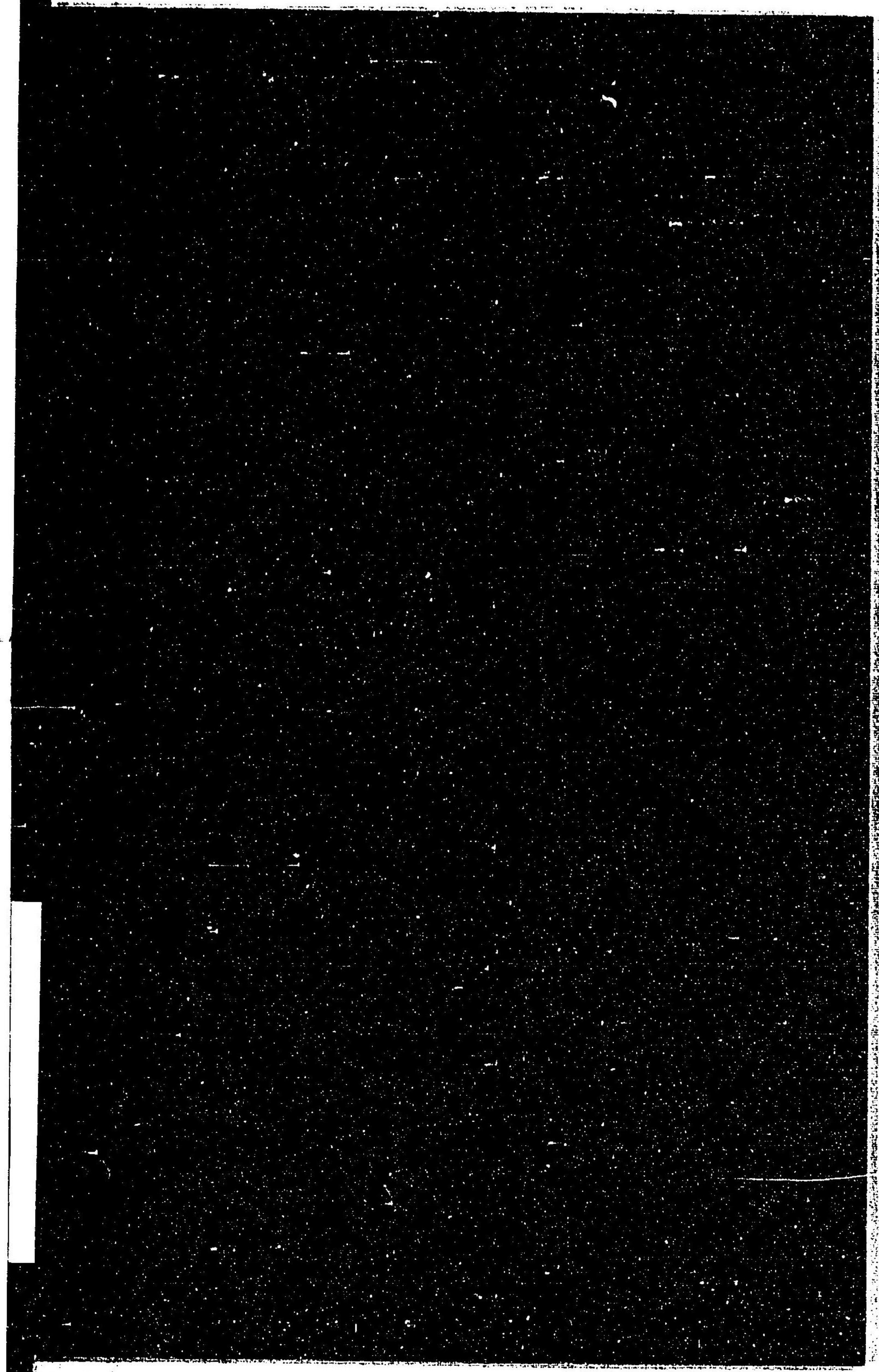
特別大賣捌

第三編 要目

戦紀 日本魂 櫻花壇 雜記 附錄 牙山戰紀 成歡進擊より京城凱旋に至る 平壤戰紀 大元帥陛下御親征御發聲より平壤攻撃に至る 平壤戰紀 運兵船護送より大孤山沖の大激戦となり敵艦沈没大勝に至る 櫻壇 我々四千萬同胞の蔚々たる敵愾心迸發して千五の美觀たり 櫻花壇 赤支那内地の兵備地理 上下官民の内情は勿論 總て戦争に關する内外萬般の事柄に遺 憾なく日本魂を記す 櫻花壇 赤支那内地の兵備地理 上下官民の内情は勿論 總て戦争に關する内外萬般の事柄に遺 憾なく日本魂を記す 櫻花壇 赤支那内地の兵備地理 上下官民の内情は勿論 總て戦争に關する内外萬般の事柄に遺 憾なく日本魂を記す

日清戦争録續刊廣告

入繪 日清戦争録續刊廣告 此書は日清戦争の戦況を詳細に記述し、戦術の進歩と戦果の大きさを明らかにしている。また、戦場の風景や兵士の生活についても詳しく描かれている。この書は、戦争の歴史を学ぶ者にとって必読の書である。現在、この書の続編が出版されている。内容は、戦争の終結から戦後の状況までを扱っている。興味のある方は、ぜひお読みください。



特52

180

録入日清戦争録

国立国会図書館

002648-001-2

特52-180

日清戦争録(録入) 第1, 2編

野村 常吉/編

M27

ACB-6077



